

紀美野町第1回定例会会議録

平成30年2月28日（水曜日）

○議事日程（第1号）

平成30年2月28日（水）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 議案第 1 号 紀美野町債権管理条例の制定について
- 第 5 議案第 2 号 紀美野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 6 議案第 3 号 紀美野町公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 7 議案第 4 号 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 5 号 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 6 号 紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 7 号 紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 8 号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 9 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第10号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第11号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第12号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第13号 和歌山県と紀美野町の公平委員会に関する事務の委託について
- 第17 議案第14号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第18 議案第15号 辺地総合整備計画の変更について
- 第19 議案第16号 紀美野町道路線の認定について
- 第20 議案第17号 監査委員の選任の同意について
- 第21 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

- 第 2 2 議案第 1 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 2 3 議案第 2 0 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 2 4 議案第 2 1 号 教育委員会教育長の任命の同意について
- 第 2 5 議案第 2 2 号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第 2 6 議案第 2 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 7 議案第 2 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 8 議案第 2 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 9 議案第 2 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度紀美野町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 3 7 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度紀美野町一般会計予算について
- 第 3 8 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 9 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について
- 第 4 0 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 4 1 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について
- 第 4 2 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について
- 第 4 3 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について

第 4 4 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度紀美野町簡易水道事業特別会計予算について

第 4 5 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度紀美野町上水道事業会計予算について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 5 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
2 番	上 柏 皖 亮 君
3 番	七良浴 光 君
4 番	町 田 富枝子 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
7 番	北 道 勝 彦 君
8 番	向井中 洋 二 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
1 0 番	小 椋 孝 一 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	美 野 勝 男 君

○欠席議員

7 番 北 道 勝 彦 君 (遅刻 9 時 0 1 分入場)

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君

総務課長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住民課長	仲 岡 みち子 君
税務課長	中 谷 昌 弘 君
保健福祉課長	湯 上 ひとみ 君
産業課長	米 田 和 弘 君
建設課長	井 村 本 彦 君
教育次長	湯 上 章 夫 君
会計管理者	北 山 仁 君
水道課長	山 本 訓 永 君
まちづくり課長	西 岡 靖 倫 君
美里支所長	山 口 典 子 君

○欠席したもの

代表監査委員 向 江 信 夫 君

○出席事務局職員

事務局長	田 中 克 治 君
次 長	井戸向 朋 紀 君

開 会

○議長（美野勝男君） 皆様、おはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

北道議員から、少し遅れるとの連絡を受けておりますので、御報告します。

それでは、規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（美野勝男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、9番、伊都堅仁君、10番、小椋孝一君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（美野勝男君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、伊都堅仁君。

（議会運営委員長 伊都堅仁君 登壇）

○議会運営委員長（伊都堅仁君） 議会運営委員会、委員長報告。

去る2月21日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から3月23日までの24日間とし、再開日は6日、8日、13日、16日、22日及び23日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

なお、平成30年度一般会計予算の説明及び質疑については、歳入については全般、歳出については第1款から第8款までは2款ずつ分割、第9款から最後までとして行うことにいたします。

次に、一般質問の通告は、3月2日金曜日の午後3時までといたします。

次に、総務文教常任委員会を3月2日午前9時30分から、産業建設常任委員会を3

月 1 日午前 10 時 30 分から開催したいと思います。

次に、全員協議会を 3 月 6 日、本会議終了後、開催いたしたいと思います。

次に、議会活性化特別委員会を 3 月 14 日午前 9 時 30 分から開催し、終了後に広報活性化特別委員会を開催したいと思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合がありますので、よろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

(議会運営委員長 伊都堅仁君 降壇)

○議会運営委員長(伊都堅仁君) すみません。先ほどの、広報活性化特別委員会を、広報編集特別委員会に訂正いたします。

以上です。

○議長(美野勝男君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から 3 月 23 日までの 24 日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から 3 月 23 日までの 24 日間と決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告について

○議長(美野勝男君) 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告が提出されています。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言、御挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日、平成 30 年紀美野町議会第 1 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方には、何かと御多忙中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ます。

さて、私ごとであります、1月の町長選挙におきまして、無投票で当選させていただきました。引き続き、町政の重責を担わせていただくことになり、4期目にかける決意を新たにした次第でございます。皆様方からの期待と信頼にお応えをすべく、自然を生かした、夢と活気のあるまちづくりの実現に向けて、渾身の努力をいたす所存でありますので、今後とも、議員各位にはさらなる御指導・御協力をいただきますよう、よろしくをお願い申し上げます。

さて、ことしの冬は、寒さが厳しく、特に立春が過ぎた数日間の寒気は、今までに体感したことのない厳しいものです。厳しい冷え込みにより、長谷毛原地区方面では水道管の破裂による漏水が多発し、節水をお願いする事態となりましたが、皆様の御理解と御協力により大きな混乱もなく、胸をなでおろしたところでございます。今後も異常な気象状況には、緊張感を持って対応してまいりたいと考えております。

さて、2月18日には、和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が開催され、小学生と中学生が元気に走り、紀美野町のたすきをつなぐ姿に大きな声援と拍手を送ってまいりました。監督・コーチを初め関係者の皆様に心から感謝申し上げるとともに、さらにスポーツの振興、青少年の健全育成にも力を注いでまいりますので、御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。

また、昨日、株式会社浅川組と紀美野町中田字黒田470-1番地、0.50ヘクタールを、森林保全管理協定、いわゆる紀美野町あさかわの森の調印を、和歌山県知事室で行ってまいりました。

また、来る3月11日には、春の訪れを告げる生石高原の山焼きを、多くの関係者の御協力をいただく中で、実施する予定でございます。生石高原を初め、町内にあるたくさんさんの観光資源を生かし、紀美野町の魅力や特色を、さらにPRしてまいりたいと考えております。

さて、今期定例会に、上程いたしました議案は、第1号から第42号までの42件であります。

紀美野町条例の制定に係る案件が2件、条例の一部を改正する案件が9件、紀美野町公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についての案件、和歌山県と紀美野町の公平委員会に関する事務の委託についての案件、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更についての案件、辺地総合整備計画の変更についての案件、紀美野町道路線の認

定についての案件、監査委員の選任の同意についての案件、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についての案件が3件、教育委員会委員長の任命の同意についての案件、教育委員会委員の任命の同意についての案件、人権擁護委員候補者の推薦についての案件が4件、平成29年度紀美野町一般会計及び特別会計等の補正予算に関する案件が7件、平成30年度紀美野町一般会計及び特別会計等の当初予算に関する案件が9件であります。

平成30年度一般会計当初予算につきましては、予算総額が64億1,600万円で、対前年度比1億4,400万円減り、率にして2.2%減少しています。主な事業といたしまして、安全安心のまちづくりをさらに推進するために、土砂災害ハザードマップ作成委託料として956万円、上ノ城トンネル内照明のLED化に3,000万円、消防団分団庫の整備に1,593万円計上してございます。また、町内全小中学校のICT教育の整備等に1,628万円を計上してございます。また、上水道は昨年10月、台風21号の影響で、過去に経験したことのない高濁度により、2日間の断水となり、多くの町民の方に御不便と御迷惑をおかけいたしました。二度と、このようなことを起こさないよう、対策費用として、上水道事業会計に4,000万円、簡易水道事業特別会計に2,000万円計上してございます。

後ほど、担当課長より詳しく御説明を申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いいたしまして、御挨拶と、行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（美野勝男君） これで、行政報告は終わりました。

次に、一般質問の通告は、3月2日金曜日、午後3時までに提出願います。

以上で諸般の報告を終わります。

町長。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 一部、訂正させていただきます。

議案書の中で、私は、教育委員会教育長の任命と言うのを、教育委員の任命というこ
とで言わせていただいたと思いますので、教育長の任命の同意ということで、訂正を
させていただきます。以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（美野勝男君） 以上で諸般の報告を終わります。

ここで、執行部の皆様に申し上げます。

これから議案説明に入りますが、議案数が多いため、議案の説明は簡素にお願いしたいと思います。

◎日程第４ 議案第１号 紀美野町債権管理条例の制定について

○議長（美野勝男君） 日程第４、議案第１号、紀美野町債権管理条例の制定について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の１ページをお開きください。

議案第１号、紀美野町債権管理条例の制定について。

紀美野町債権管理条例を、次のとおり制定したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年２月２８日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

債権の管理に関する一般的な処理基準等を定めることにより、公正かつ公平な町民負担の確保及び債権管理の一層の適正化を図るため、紀美野町債権管理条例を制定するものであります。

２ページをごらんください。

紀美野町債権管理条例でございます。

それでは、第１条から説明をまいります。まず、この条例は、これまで町の債権管理について、債権区分に応じた管理手法を体系化して債権管理の適正化を図り、回収率の向上と事務処理の効率化を図ることを目的として制定するものでございます。

第２条では、この条例で用いる用語の意義を明らかにしております。

第３条では、他の条例との関係を、第４条では、町長の責務として、この債権管理に当たって法令等の定めに従い、適切に管理しなければならないことを規定しております。

第５条では、この条例の適正管理のため、台帳整理を義務づけております。

３ページにわたりまして、第６条では、滞納者に関する情報の利用と、その情報の管理について規定しています。

第７条では、督促について、町の債権を履行期限までに履行しない者があるときは、

法令等の規定により、期限を決めて督促する旨を規定してございます。

第8条では、督促をした場合には延滞金を徴収する旨を、第2項では、延滞金の率及び計算方法については、町での例によることを、第3項では、延滞金の減額または免除について規定してございます。

第9条では、強制徴収債権の滞納処分を、徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止について、法令の規定により行うことを規定しております。

4ページ、5ページにわたりまして、第10条から第15条までの各条文については、地方自治法施行令第171条の2から第171条の7の各条文に従い、強制執行等履行期限の繰り上げ、債権の申し出等徴収停止、履行延期の特約等免除について規定しております。

第16条では、回収不能と考えられる債権を継続管理することによって、業務の非効率化を招いていることから、非強制徴収債権を放棄できる場合の条件を規定しております。第1号では、債権者が生活保護受給者等で、資力の回復が困難となる場合などについて、第2号では、破産法、会社更生法等の規定により、債権の責任を免れた場合について、第3号では、債権者が死亡し、その債権について限定承認があった場合について、第4号では、徴収停止の措置をした場合で、相当の期間を経過した後においても履行が困難である場合、第5号では、強制執行または債権の申し出の手続をとっても完全に履行されなかった場合で、履行される見込みがないと認められた場合、第6号では、消滅時効期間が満了した場合について、規定してございます。

第17条では、この条例の施行に関し、必要な事項は町長等が、別に定めるとしてございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。第2項では、条例施行前に、町の債権として発生したものについても適用することを定めております。

以上、簡単ですが、議案第1号の説明とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

◎日程第5 議案第2号 紀美野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の制定について

○議長(美野勝男君) 日程第5、議案第2号、紀美野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） おはようございます。

7 ページをごらんください。

議案第2号、紀美野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

紀美野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を、次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、介護保険法の改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されることに伴い、紀美野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定を行うものです。

なお、指定都市及び中核市につきましては、大都市等の特例により、既に移譲されており、和歌山県では和歌山市を除く居宅介護支援事業所所在地の市町村が、新たに権限を委譲されることとなります。

また、施行日前に都道府県が行った指定や、都道府県に対して行われた申請は、施行日以降、市区町村が行った指定や、市区町村に対して行われた申請とみなす経過措置が設けられております。

次に、8 ページをごらんください。

附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ですが、議案第2号、紀美野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についての説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

◎日程第6 議案第3号 紀美野町公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

◎日程第7 議案第4号 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第6、議案第3号、紀美野町公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について、日程第7、議案第4号、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。総務課長、細嶋君。

(総務課長 細嶋康則君 登壇)

○総務課長（細嶋康則君） それでは、議案書の9ページをお開きください。

議案第3号、紀美野町公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について。

紀美野町公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

平成30年4月1日より、公平委員会の事務を和歌山県に委託することに伴い、紀美野町公平委員会を廃止するため、関係条例の廃止または改正を行うものでございます。

本議案につきましては、後に御説明いたします議案第13号の和歌山県と紀美野町の公平委員会に関する事務の委託についてと関連がございます。

紀美野町の公平委員会に関する事務について、行政コストの低減や中立性・独立性の確保を図る等の観点から、和歌山県へ委託を行いたいと考えておりまして、和歌山県へ事務を委託すること及び委託に当たり定める規約に関して、後の議案第13号として上程しております。

委託後は、紀美野町公平委員会が行っている事務については、和歌山県人事委員会において処理されることになり、紀美野町公平委員会は廃止となることから、本議案について、不用となる条例の廃止や規定の改正等、所要の条例の整備を行うものでございます。

それでは、10ページをお開きください。

第1条から説明させていただきます。紀美野町公平委員会条例は、紀美野町公平委員会の設置等に関して規定した条例であります。紀美野町公平委員会が廃止となることから、当該条例も不用となるため廃止するものです。

第2条、職員団体の登録に関する条例は、地方公務員法に基づき、紀美野町公平委員会に対して行う職員団体の登録に関して規定した条例であります。事務委託後は、和歌山県人事委員会への登録となり、県の条例に従うこととなるため、当該条例は不用となることから廃止するものです。

次の、第3条以降は、条例の一部改正になります。紀美野町公平委員会が廃止となりますので、規定中に公平委員会等の文言があるものを削ること、また、委託後の事務の流

れに即した規定に改正すること等を行うものです。

なお、以下の改正については、新旧対照表の 1 ページから 5 ページに添付してございますので、御参照ください。

第 3 条、紀美野町課設置条例は、町長の権限に属する事務を分掌するための課の設置と、各課の分掌事務を規定した条例であります。総務課の分掌事務における 11 の項、公平委員会に関するものの規定を削り、以下の項を 1 項ずつ繰り上げるものでございます。

第 4 条、紀美野町情報公開条例は、公文書の開示に関して定めた条例であります。条例中の実施機関として定義している規定中から、公平委員会の文言を削るものでございます。

第 5 条、紀美野町個人情報保護条例は、町の保有する個人情報の適正な取り扱いに関して定めた条例であります。条例中の実施機関として定義している規定中から、公平委員会の文言を削るものです。

第 6 条、紀美野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、地方公務員法の規定に基づく人事行政の運営等の状況の公表に関して定めた条例であります。公平委員会から町長への報告に関するものを定めた第 4 条及び 5 条について、事務委託後は町長は和歌山県人事委員会から報告を受けることとなるため、規定の改正を行うものです。

第 7 条、紀美野町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例は、紀美野町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関して定めた条例であります。別表中から、公平委員会委員長及び公平委員会委員についての項を削るというものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 30 年 4 月 1 日より施行することとしております。

以上、簡単ですが、議案第 3 号の説明といたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) それでは、12 ページをお願いします。

議案第 4 号、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について。

紀美野町手数料条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1

項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、紀美野町手数料条例の一部を改正するものである。

続きまして、13ページをお願いします。

紀美野町手数料条例の一部を改正する条例。

紀美野町手数料条例の一部を、次のように改正する。別表第41の項中、3万7,700円を3万3,900円に改め、同表42の項中、1万7,000円を1万5,000円に改める。

付表。

施行期日。1、この条例は平成30年4月1日から施行する。

経過措置。2、この条例の施行の際、現になされている申請に係る手数料については、なお従前の例によるということでございます。

新旧対照表の6ページをお願いします。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額については、地方分権計画に基づき、原則として3年ごとに見直しが行われているところであり、見直し年度に該当するため、ここにごきます砂利採取法における手数料の標準額の見直しを行い、改正を行うものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

◎日程第8 議案第5号 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第8、議案第5号、紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) それでは、議案書の14ページをお開きください。

議案第5号、紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について。

紀美野町消防手数料条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条

第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、紀美野町消防手数料条例の一部を改正するものである。

15ページをごらんください。

紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例。

紀美野町消防手数料条例の一部を、次のように改正する。

以下、新旧対照表に基づき、簡単に御説明をさせていただきます。新旧対照表の7ページをお開きください。

7ページから13ページ中ほどまでは、準特定屋外タンク貯蔵所と特定屋外タンク貯蔵所の、貯蔵最大数量別の設置許可申請に必要な手数料の改正でございます。

13ページ下段から18ページ上段は、特定屋外タンク貯蔵所の容量別完成検査前検査に必要な手数料の改正となります。

18ページから20ページは、特定屋外タンク貯蔵所の容量別保安検査に必要な手数料です。

20ページ下段から21ページにかけましては、液化石油ガス充填設備の所在地、構造、設備等の変更許可の申請に要する手数料となります。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するとし、この条例の施行の際、現になされている申請に係る手数料については、なお従前の例によるという経過措置を設けてございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額については、地方分権計画に基づき、原則として3年ごとに見直しが行われており、人件費単価または物価水準の変動に伴い、現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務及び事務の内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務に係る手数料の標準額について、改定を行うものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

◎日程第9 議案第6号 紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第 9、議案第 6 号、紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明をお願いします。保健福祉課長、湯上君。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 議案書の 17 ページをお開きください。

議案第 6 号、紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について。

紀美野町総合福祉センター条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 28 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、紀美野町総合福祉センター内施設のプレイルームの外部利用者の拡大等を図るため、紀美野町総合福祉センター条例の改正を行うものです。

なお、プレイルームは、子育て世代の利用拡大を図るために、施設開放日時を拡大するものでございます。また、調理実習室は利用者負担を求めることで、広く開放を行うものです。

恐れ入りますが、新旧対照表 22 ページをごらんください。

別表第 1（第 6 条関係）の施設名プレイルームは、現行では月曜日が休室日としておりますが、改正後は休室日なしとするものです。

なお、条例第 5 条には、国民の祝日等の休館日が設けてありますので、休館日には利用できないものです。

続きまして、新旧対照表 23 ページをごらんください。

ボランティア室兼会議室の後に、調理実習室を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第 6 号の説明とさせていただきます。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇）

◎日程第 10 議案第 7 号 紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第 11 議案第 8 号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第 10、議案第 7 号、紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 11、議案第 8 号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。住民課長、仲岡君。税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長（中谷昌弘君） それでは、私からは、議案第7号について御説明をさせていただきます。

議案書の19ページをお開きください。

議案第7号、紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、紀美野町後期高齢者医療に関する条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条につきましては、保険料を徴収すべき被保険者でございます、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新たに新設されるため、その文言を加える改正でございます。

次に、附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とするものでございます。

附則につきましては、施行期日、第1条、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。適用区分、第2条、この条例による改正後の紀美野町後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の後期高齢者医療の被保険者について適用し、平成29年度分までの後期高齢者医療の被保険者については、なお従前の例によるものでございます。

今回の改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されるものでございます。

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の資格の適用は、住所地で行うことを原則としていますが、町外の施設等に入所して住所が移った被保険者については、住所地特例を設けて、引き続き前住所地の被保険者としてございます。しかしながら、現行制度

におきましては、県外に移った住所地特例者が75歳到達等により、国民健康保険から後期高齢者医療に加入する場合、後期高齢者医療制度の住所地特例者が適用されないため、施設所在地の広域連合が保険者となってございます。

この取り扱いについて、現に国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が、広域連合の被保険者となる場合には、全住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となるよう見直されるものでございます。

今回の改正につきましては、平成30年度以降、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者から適用されることとなっております。

なお、新旧対照表24ページから25ページを、順次、御確認を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） 議案第8号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、紀美野町国民健康保険条例の改正を行うものである。

新旧対照表の27ページから28ページに掲載させていただいておりますので、御参照賜りたいと思います。

紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第1条、見出しを含む中、国民健康保険の次に、の事務を加え、第2条、見出しを含む中の国民健康保険運営協議会を、国民健康保険事業の運営に関する協議会に改める。

附則、試行期間は、この条例は平成30年4月1日から施行する。

紀美野町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例の一部改正と、紀美野町

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表中、国民健康保険運営協議会委員を、国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に改める。

以上で、議案第 8 号の説明とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

◎日程第 1 2 議案第 9 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第 1 2、議案第 9 号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明をお願いします。税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長（中谷昌弘君） それでは、私からは、議案第 9 号について御説明をさせていただきます。

議案書の 2 3 ページをお開きください。

議案第 9 号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、紀美野町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正する。

第 2 条第 1 項につきましては、地方税法の改正に合わせて改正を行うものでございます。課税額の定義のみの変更でございます。

次のページをお開きください。

次に、第 2 条第 2 項につきましては、第 2 条第 1 項の改正に伴い、新たに改正される各号を加えるものでございます。

次に、第 3 条につきましては、国民健康保険税基礎課税額のうち、医療給付費分の所得割額を 0. 3 % 引き上げる改正でございます。

次に、第４条につきましては、国民健康保険税基礎課税額のうち、医療給付費分の資産割額を５％引き下げる改正でございます。

次に、第５条の２第１号につきましては、改正に伴う文言の削除でございます。

次に、第６条につきましては、国民健康保険税のうち後期高齢者支援金分の所得割額を０．１％引き上げる改正でございます。

次に、第７条及び第９条につきましては、国民健康保険税のうち第７条は、後期高齢者支援金分の資産割額を、第９条につきましては、介護納付金分の資産割額をそれぞれ１％引き下げる改正でございます。

附則につきましては、施行期日、第１条、この条例は平成３０年４月１日から施行するものでございます。

適用区分、第２条、この条例による改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、平成３０年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２９年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

今回の改正につきましては、平成２７年５月２７日に整備いたしました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行並びに地方税法の改正等に伴い、平成３０年度から都道府県が国民健康保険事業の財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの運営方針を定めたことにより、改正が必要となったものでございます。

なお、新旧対照表２９ページから３２ページを、順次、御確認賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

（税務課長 中谷昌弘君 降壇）

◎日程第１３ 議案第１０号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第１３、議案第１０号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、湯上君。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 議案書の２６ページをごらんください。

議案第１０号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町介護保険条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、介護保険法の改正により、質問検査権の対象範囲を拡大するとともに、平成30年度から平成32年度までの介護保険料率を定めるため、紀美野町介護保険条例の改正を行うものです。

恐れ入りますが、新旧対照表33ページをごらんください。

本日、お手元に置かせていただきました、きみの長寿プラン2018にも詳しく書かせていただいておりますけれども、平成27年度から29年度までの第6期の介護保険料基準額の月額6,860円が、平成30年度から32年度までの第7期では6,780円に減額すること、並びに国が示す標準保険料段階区分は、第6期の9段階から変更がなく、また基準所得の大幅な変更がないため、第9段階の部分を3段階に区分し、第6期と同様に11段階とするため、(1)から(11)の金額を変更するものでございます。

なお、(6)イに、(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下、この項において同じ。)を追加しております。

この内容は、平成29年3月議会の議案第10号で御可決いただいた、平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いるものを、平成30年度からも継続して行うためのものです。

次に、新旧対照表34ページをごらんください。

合計所得金額につきましては、(7)は190万円未満から200万円未満の変更、(8)は290万円未満から300万円未満に変更しております。これは、国が示す基準所得の変更に伴うものです。

次に、新旧対照表35ページをごらんください。

2項は第6期と同様、(1)の低所得者の保険料軽減について行うもので、平成30年度から32年度までの第7期介護保険料基準額の月額6,780円の変更に伴うもの

でございます。

また、１５条は第１号被保険者としていた者を、第２号被保険者及びその家族にまで拡大することに伴い、変更するものでございます。

附則でございます。施行期日、１、この条例は平成３０年４月１日から施行します。ただし、第１５条の改正規定は、公布の日から施行します。

３６ページをごらんください。経過措置です。

２、改正後の紀美野町の介護保険条例の規定は、平成３０年度以降の年度分の保険料について適用し、平成２９年度分までの保険料については、なお従前の例によるものです。

以上、議案第１０号の説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

◎日程第１４ 議案第１１号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

◎日程第１５ 議案第１２号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第１４、議案第１１号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第１５、議案第１２号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） 議案書の２９ページをお開きください。

議案第１１号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年２月２８日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の改正を行うものです。

議案書３０ページをお開きください。なお、新旧対照表は３７ページから３９ページとなります。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を、「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を、「及び第36条第8項」に、「第17条」を、「第24条」に改める。

第5条第3項中、「、第1号」の次に、「または第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を、「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については）」及び「第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がいない場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

附則、施行期日、第1項、この条例は平成30年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、この条例による改正後の紀美野町消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた紀美野町消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する傷害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

今回の改正につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令による損害補償の支給額は、療養補償及び介護補償を除き、全て同政令別表に定める補償基準額を基礎とし、これに一定の割合または日数を乗じて算定するよう、定められています。

同政令第2条第3項の各号に掲げるもので、災害発生日において、他に生計の途がなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていた者のある場合、常勤職員の扶養手当に準じて補償基礎額に一定の金額を加算することとされているところです。この額は、一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当等支給額を日額換算したもので、平成28年11月に給与法が改正されまして、平成29年度以降、扶養手当の支給額が改定されることとなりました。平成29年度における基準政令に定める補償基礎額の加算額については、平成28年度に改定を行ったところでございますが、平成30年度以降における補償基礎額の加算額について、今回、改正を行うものでございます。

引き続き、議案書 31 ページをごらんください。

議案第 12 号の説明をさせていただきます。

議案第 12 号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について。

紀美野町火災予防条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 28 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、法令違反の内容を利用者等へ公表するため、紀美野町火災予防条例の改正を行うものである。

32 ページをお開きください。なお、新旧対照表は 40 ページとなります。

紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例。

紀美野町火災予防条例の一部を、次のように改正する。

第 47 条の次に、次の 1 条を加える。防火対象物の消防用設備等の状況の公表。

第 47 条の 2、消防長は防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が法、令、もしくはこれに基づく命令、またはこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

第 2 項、消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

第 3 項、第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附則、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この条例は、平成 24 年 5 月に広島県福山市において発生したホテル火災や、平成 25 年 2 月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災などを踏まえ、不特定多数の方が利用する建物において、屋内消火栓設備等の消防用設備が設置されていないなど、重大な消防法令違反に関する情報を公表する制度の実施について、総務省消防庁から通知されたことに伴うもので、建物の利用者みずからが、その建物の防火安全性に関する情報を入手し利用を判断するとともに、防火対象物の関係者に防火安全体制の確立を促すものでございます。

御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

◎日程第 1 6 議案第 1 3 号 和歌山県と紀美野町の公平委員会に関する事務の委託について

○議長（美野勝男君） 日程第 1 6、議案第 1 3 号、和歌山県と紀美野町の公平委員会に関する事務の委託について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 議案書の 3 3 ページをごらんください。

議案第 1 3 号、和歌山県と紀美野町の公平委員会に関する事務の委託について。

地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、公平委員会の事務を委託したいので、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、公平委員会の事務を和歌山県に委託するため、本議案を提出させていただくものでございます。

公平委員会に関する事務を和歌山県へ委託すること、また、委託に当たり、和歌山県と紀美野町の間で定める規約についての議案でございます。

なお、委託は和歌山県へ行うんですが、実際の事務処理については、和歌山県人事委員会において行われることとなります。

3 4 ページをお開きください。

規約について、まず、第 1 条から説明させていただきます。

地方公務員法第 8 条第 2 項の規定により、公平委員会が処理することとしている事務を、和歌山県へ委託する旨、規定されております。

第 2 条では、委託事務の管理執行については、和歌山県の条例、規則、その他の規定の定めに従う旨が規定されております。

第 3 条では、委託事務の管理及び執行に要する経費は紀美野町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払う旨、また第 2 項において、経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀美野町長が協議して定める旨、規定されております。

第 4 条では、この規定に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀美野町長が協議して定めることと規定されてございます。

附則におきまして、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、簡単ですが、議案第１３号の説明とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

◎日程第１７ 議案第１４号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について

◎日程第１８ 議案第１５号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（美野勝男君） 日程第１７、議案第１４号、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について、日程第１８、議案第１５号、辺地総合整備計画の変更について、一括議題とします。

説明を願います。企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、議案書の３５ページをお開きください。

議案第１４号、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について。

紀美野町過疎地域自立促進計画の一部を、次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第６条第７項において準用する同条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年２月２８日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、紀美野町過疎地域自立促進計画において、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進、教育の振興の事業計画及び事業内容を変更するものでございます。

議案書３６ページをお開きください。

計画の変更についての説明資料でございます。

紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について、３交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について、（３）計画の（１）市町村道、道路の事業の中に、町道ワノク線舗装補修事業、事業主体が町となる事業を追加し、道路事業を計８事業とするもの及びその他の事業の中に、上ノ城トンネル照明改良事業、事業主体が町となる事業を追加し、その他事業を計２事業とするものでございます。

変更に係る理由でございますが、町道ワノク線舗装補修事業につきましては、本路線は通行量が多い路線であり、舗装の損傷が著しい全線の解消を行うため整備するものでございます。

また、上ノ城トンネル照明改良事業につきましては、本路線は通行量が多く歩道も設置しており、車両や歩行者の通行の安全確保のため、老朽化した蛍光灯照明からＬＥＤ

照明に交換するものでございます。

続きまして、議案書 37 ページをお開きください。

4、生活環境の整備について、(3) 計画の(7) 過疎地域自立促進特別事業の中に、土砂災害ハザードマップ作成委託事業、事業主体が町となる事業を追加するものでございます。

変更に係る理由でございますが、土砂災害ハザードマップ作成委託事業につきましては、土砂災害等の危険箇所を住民に周知し、防災意識を高める必要があるため、作成するものでございます。

続きまして、議案書 38 ページをお開きください。

5、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進について、(3) 計画の(8) 過疎地域自立促進特別事業の中に、敬老会演芸委託事業、事業主体が町となる事業を追加するもの及び新たに(9) その他の事業として、きみの健康ロード整備事業、事業主体が町となる事業を追加するものでございます。

変更に係る理由でございますが、敬老会演芸委託事業につきましては、高齢者間の交流や生きがいづくりを目的に、演芸等を開催するものでございます。

また、きみの健康ロード整備事業につきましては、自主的な健康づくりを支援するため、夜間でもウォーキングができるよう、国道 370 号、小畑から下佐々の歩道に街路灯などを整備するものでございます。

続きまして、議案書 39 ページをお開きください。

7、教育の振興について、(3) 計画の(3) 集会施設・体育施設等、集会施設の事業の中に、福井集会所改築事業、事業主体が町となる事業を追加するものでございます。

変更に係る理由でございますが、福井集会所改築事業につきましては、住民自治、生涯学習、地域福祉活動等の拠点となる当該集会施設の老朽化に伴い、整備するものでございます。

以上、簡単ではございますが、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更に係る説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 40 ページをお開きください。

議案第 15 号、辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を別案のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において、準用する同条第 1 項

の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、辺地総合整備計画の変更を行いたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により提案するものでございます。

議案書41ページをお開きください。

紀美野町坂本辺地の総合整備計画書でございます。

今回の変更箇所につきましては、3、公共的施設の整備計画の町道東福井牧場線改良事業を延長するものでございます。

内容といたしましては、事業主体は町、事業費は1億5,412万5,000円、この財源内訳につきましては、一般財源が1億5,412万5,000円、なお、一般財源のうち辺地対策事業債の借り入れ予定額が1億5,400万円、実施年度につきましては、平成30年度から平成34年度となつてございます。

議案書42ページをお開きください。

紀美野町長谷毛原辺地の総合整備計画書でございます。

今回の変更箇所につきましては、3、公共的施設の整備計画の中に、第14分団第1部消防格納庫改築事業を追加するものでございます。

内容といたしましては、事業主体は町、事業費は1,637万4,000円、この財源内訳につきましては、一般財源が1,637万4,000円、なお、一般財源のうち辺地対策事業債の借り入れ予定額が1,630万円、実施年度は平成30年度でございます。

以上、簡単ではございますが、辺地総合整備計画の変更に係る説明とさせていただきます。御審議の上、原案のとおり御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

◎日程第19 議案第16号 紀美野町道路線の認定について

○議長（美野勝男君） 日程第19、議案第16号、紀美野町道路線の認定について議題とします。

説明を願います。建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうからは、43ページをお願いいたします。

議案第16号、紀美野町道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により、紀美野町道路線を下記のとおり認定したいので、同法、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

路線名は、動木吉野線、幅員、延長につきましては、幅員が4メートルから10.2メートル、延長は2,697.8メートル、起点は動木110番1地先、終点は吉野318番地先でございます。国道375バイパスの開通に伴い、県より旧道路の町道認定申請がありましたので、今回、動木地区から吉野地区の間の認定をお願いするものであります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

◎日程第20 議案第17号 監査委員の選任の同意について

◎日程第21 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

◎日程第22 議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

◎日程第23 議案第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

◎日程第24 議案第21号 教育委員会教育長の任命の同意について

◎日程第25 議案第22号 教育委員会委員の任命の同意について

◎日程第26 議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎日程第27 議案第24号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎日程第28 議案第25号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎日程第29 議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（美野勝男君） 日程第20、議案第17号、監査委員の選任の同意について、日程第21、議案第18号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、日程第22、議案第19号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、日程第23、議案第20号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、日程第24、議案第21号、教育委員会教育長の任命の同意について、日程第25、議案第22号、教育委員会委員の任命の同意について、日程第26、議案第23号、人権擁護委員候補者の推薦について、日程第27、議案第24号、人権擁護委員候補者の推薦について、日程第28、議案第25号、人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第29、議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦について、一括議題とします。

説明を願います。町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 議案書の４４ページをお願いいたします。

議案第１７号、監査委員の選任の同意についてということで、下記の者を監査委員に専任したいので、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は菊本邦夫、生年月日は昭和２５年２月１８日、住所が紀美野町小畑１２６番地でございます。

これにつきましては、前任者の向江信夫氏が、平成３０年３月１６日をもって任期満了となりますので、新しい監査委員を任命する、選任をいたしたいということでございます。

次に、議案第１８号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてでございます。

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は若林豊、生年月日は昭和２２年２月８日、住所が紀美野町下佐々４６８番地でございます。

平成３０年３月３１日をもって任期満了となりますので、再任をお願いいたしたいということで、提案をさせていただいております。

引き続き、議案第１９号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてでございます。

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は楠木幸雄、昭和１７年９月２４日、住所は紀美野町動木９０番地１でございます。

平成３０年３月３１日をもって任期満了となりますので、この再任をお願いいたしたいということで、提案をさせていただいております。

引き続き、議案第２０号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてでございます。

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は岩本介伸、昭和２５年１２月２５日生まれ、住所が紀美野町北野８１番地でございます。

この方も、平成３０年３月３１日をもって任期満了となりますので、再任をお願いいたしたいということで、提案をいたしております。

引き続き、議案第２１号、教育委員会教育長の任命の同意についてでございます。

下記の者を、教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は橋戸常年、生年月日は昭和２２年９月１日、住所が紀美野町小畑７９４番地１６でございます。

提案理由につきましては、平成３０年３月１７日をもって任期満了となりますので、教育長として再任をいたしたいということで、提案をするものでございます。

続きまして、議案第２２号、教育委員会委員の任命の同意についてでございます。

下記の者を、教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名が河野孝、生年月日は昭和２７年１１月２２日、住所が紀美野町福田２４７番地でございます。

この提案理由につきましては、前任者の東さんが、平成３０年３月１７日をもって任期満了となりますので、新しく河野氏を委員として任命をいたしたいということで、提案をいたしておるものでございます。

続きまして、議案第２３号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

下記の者を、人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名は南條俊樹、生年月日は昭和２３年４月５日、住所は紀美野町毛原宮１６６番地２でございます。

提案理由といたしましては、平成３０年６月３０日をもって任期が満了となるため、引き続き委員候補者として推薦を行うものでございます。

続きまして、議案第２４号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を、人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名は西浦民子、生年月日は昭和３０年１月１４日、住所は紀美野町野中２４５番地

でございます。

提案理由につきましては、平成30年6月30日をもって現委員の任期が満了となるため、新たに委員候補者として推薦を行うものでございます。

続きまして、議案第25号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を、人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名は松尾詩朗、生年月日は昭和30年4月8日、住所は紀美野町三尾川58番地の1でございます。

提案理由といたしましては、平成30年6月30日をもって現委員の任期が満了となるため、新たに委員候補者として推薦を行うものでございます。

引き続きまして、議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を、人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名は浦貴子、生年月日は昭和32年6月23日、住所は紀美野町小畑586番地でございます。

提案理由といたしましては、平成30年6月30日をもって現委員の任期が満了となるため、新たに委員候補者の推薦を行うものでございます。

以上、議案第17号から議案第26号までの御説明を申し上げましたが、十分、御審議をいただき提案どおり議決をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（美野勝男君）

暫時休憩いたします。

休 憩

(午前10時34分)

再 開

○議長（美野勝男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

◎日程第30 議案第27号 平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（美野勝男君） 日程第30、議案第27号、平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第8号）について議題とします。

説明をお願いします。総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の55ページをお開きください。

議案第27号、平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第8号）。

平成29年度紀美野町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,658万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億1,469万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条、地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

恐れ入ります、63ページをお開きください。

歳入でございます。

12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金8万4,000円の減額補正で、小規模土地改良事業分担金の減額でございます。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金で54万5,000円の増額補正でございます。内訳は、障害者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金で500万円の増額、国民健康保険基盤安定負担金で66万5,000円の増額、児童手当国庫負担金で512万円の減額でございます。

3目災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費負担金523万4,000円の減額でございます。

2 項 3 目に移りまして、衛生費の国庫補助金 2 1 8 万 1, 0 0 0 円の減額補正で、循環型社会形成推進交付金の減額でございます。

4 目土木費国庫補助金 6 1 6 万 5, 0 0 0 円の減額補正で、橋梁の修繕工事の財源予定であった社会資本整備総合交付金の減額でございます。

5 目教育費国庫補助金 7 4 1 万円の増額補正で、下神野小学校の空調設備設置の財源となる学校施設環境改善交付金でございます。

6 4 ページにわたりまして、1 5 款県支出金、1 項 1 目民生費負担金 1 1 7 万 7, 0 0 0 円の増額補正でございます。内訳は、障害者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金で 2 5 0 万円の増額、国民健康保険基盤安定負担金で 3 5 万 7, 0 0 0 円の増額、児童手当県負担金で 1 1 4 万円の減額でございます。

2 項 3 目衛生費県補助金 3 5 5 万 9, 0 0 0 円の減額補正で、合併処理浄化槽設置補助金の減額でございます。

4 目農林水産業費県補助金 5 万 1, 0 0 0 円の減額補正で、内訳は小規模土地改良事業費補助金で 1 6 万 7, 0 0 0 円の減額、機能集積協力金で 1 1 万 6, 0 0 0 円の増額でございます。

5 目商工費の県補助金 3 9 万 3, 0 0 0 円の減額補正で、観光施設整備補助金の減額でございます。

1 8 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金で 2 億 7, 6 6 3 万 5, 0 0 0 円の増額補正でございます。

4 目河川浄化推進事業基金繰入金で 3 5 5 万 8, 0 0 0 円の減額補正でございます。

次に、2 1 款町債、1 項 5 目土木債で 3 3 0 万円の減額補正で、橋梁修繕事業に係る減額でございます。

6 目消防債で 3 3 0 万円の減額補正で、消防団の消防自動車と小型ポンプ購入に伴う、入札差額によるものでございます。

6 5 ページに移りまして、7 目教育債で 7 1 0 万円の減額補正です。これにつきましては、下神野小学校の空調設備設置事業に係る学校施設環境改善交付金が充てられることに伴う減額でございます。

1 0 目災害復旧債 5 2 0 万円の増額補正でございます。内訳は、台風 2 1 号による現年補助災害復旧事業債 2 6 0 万円の減額、現年単独災害復旧事業債 7 8 0 万円の増額でございます。

次に、歳出に移らせていただきます。

66ページをごらんください。

2款総務費、1項1目一般管理費134万5,000円の増額補正で、自己都合による退職者に伴う退職手当特別負担金でございます。

5項1目指定統計費、統計に係る非常勤職員の報酬4,000円の増額です。

3款民生費、1項4目障害者福祉費1,000万円の増額補正で、扶助実績により不足が生じることから補正するものでございます。

11目国民健康保険事業費、国民健康保険事業特別会計への繰出金3,050万5,000円の減額補正、12目は介護保険事業費、介護保険事業特別会計への繰出金227万円の減額補正、13目後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計への繰出金145万5,000円の減額補正でございます。

14目臨時福祉給付金給付事業費109万3,000円の増額補正で、過年度返還金によるものでございます。

67ページに移りまして、2項7目児童手当費扶助費740万円を減額するものでございます。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費3億7,442万4,000円の増額補正でございます。内訳は、厚生病院への支出金7,442万4,000円と貸付金3億円でございます。

7目診療所費、国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金294万2,000円の減額補正でございます。

2項3目し尿処理費1,067万6,000円の減額補正で、合併処理浄化槽設置補助金の減額でございます。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費機構集積協力金11万6,000円の増額補正でございます。

4目耕地総務費448万5,000円の減額補正で、内訳は山畑農道事業計画業務委託料、入札差額により415万2,000円の減額、農業集落排水事業特別会計への繰出金33万3,000円の減額です。

68ページに移りまして、8目小規模土地改良事業費55万4,000円減額補正で、2カ所の水路の改良工事費を減額するものでございます。

4項1目山村振興総務費895万円の減額補正です。この賃金から使用料及び賃借料

までの節につきましては、地域おこし協力隊員の採用人数が予定していた数を下回ったため、事業費を795万円減額しますのと、空き家活用補助金30万円減額と、Uターン奨励金70万円を減額するものであります。

6款商工費、1項2目観光費、財源内訳の変更で補正額の増減はありません。観光施設整備補助金の県費補助金39万円を減額し、一般財源に振りかえたものでございます。

69ページに移りまして、7款土木費、2項1目道路橋梁維持費400万円の増額補正です。内訳は、2カ所の谷川補修工事と町道3路線の補修工事に伴うものでございます。

2目道路橋梁新設改良費1,151万円の減額補正です。内訳は、美里トンネルの修繕工事測量設計委託料250万円の減額と、黒沢橋、将軍橋、真国橋の3橋梁の修繕工事測量設計委託料901万円を減額するものでございます。

8款消防費、1項2目非常備消防費344万円の減額補正で、入札差額によるものでございます。

9款教育費、2項1目学校管理費、財源内訳の変更で補正額の増減はありません。学校施設環境改善交付金の国庫補助金741万円を増額し、合併特例債710万円と一般財源31万円を減額したものでございます。

3項1目学校管理費92万5,000円の減額補正で、野上中学校コンピューター室空調更新工事の入札差額によるものでございます。

2目教育振興費100万4,000円の減額補正で、野上中学校ICT環境関連の整備工事の入札差額によるものでございます。

70ページに移りまして、4項4目人件費434万円の減額補正と、7目美里天文台管理運営費490万円の減額補正についてでございますが、いずれも、年度途中で自己都合により退職したため、人件費を削減するものでございます。

10款災害復旧費、1項1目道路橋梁災害復旧費、財源内訳の変更で補正額の増減はありません。公共土木施設災害復旧負担金523万4,000円を減額し、災害復旧事業債520万円と一般財源3万4,000円を増額したものでございます。

12款諸支出金、1項1目財政調整基金で、積立金3,904万4,000円の減額補正でございます。

恐れ入ります、議案書の59ページにお戻りください。

第2表繰越明許費でございます。

全部で4事業ございまして、繰り越す事業費の総額は1億649万6,000円となっております。個々の事業名等につきましては、表記載のとおりでございますので、ごらんください。

第3表債務負担行為補正でございます。

追加する事項といたしましては、報酬等支払い請求事件裁判弁護士委託料でございます。期間としましては、平成29年度から事件が完結するまでの間とし、限度額につきましては、弁護士業務委託に伴う実費及び成功報酬を加えた額の範囲内としてございます。

60ページをごらんください。

第4表地方債補正でございます。

一般単独債では、限度額を1,040万円減額の3億6,920万円に、過疎対策事業債では、限度額を330万円減額の3億3,970万円に、災害復旧事業債の現年補助災害復旧事業では、限度額を260万円減額の1,690万円に、現年単独災害復旧事業では、限度額を780万円増額の3,220万円に、それぞれ変更するものでございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第27号、平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。

（総務課長 細谷康則君 降壇）

◎日程第31 議案第28号 平成29年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

◎日程第32 議案第29号 平成29年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第33 議案第30号 平成29年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男君） 日程第31、議案第28号、平成29年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第32、議案第29号、平成29年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）について及び日程第33、議案第30号、平成29年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、一括議題とします。

説明を願います。住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) それでは、国民健康保険特別会計のほうから説明させていただきます。

議案書の73ページをお開きください。

議案第28号、平成29年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

平成29年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,100万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億574万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

歳入でございます。

それでは、歳入歳出補正内容について、補正予算事項別明細書にて説明を申し上げます。

78ページをお願いします。

歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目高額医療費共同事業負担金で209万1,000円の減額補正です。これは、高額医療費共同事業の費用に充てるため、国4分の1、県4分の1から交付されるものでございまして、今回の補正につきましては、歳出での拠出金の額が1,083万7,000円と確定したことに伴うものです。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金183万円の増額補正です。これは、保健管理事業に対する特別調整交付金です。内訳ですが、野上厚生総合病院が8万円減額、特別検診未受診者対策フォローアップ対策で31万2,000円減額、そして診療所分として294万2,000円減額です。この減額につきましては、へき地1種2種指定長谷毛原、国吉、細野診療所に対するもので、医療機器購入に伴う町負担金及び看護師1名新規雇用に伴う人件費がふえたためということになります。

4款診療給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金185万6,000円増額です。これは、退職被保険者等の医療給付費等の財源として、診療報酬支払基金から交付

されるもので、額の確定に伴うものでございます。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金で 2 0 9 万 1, 0 0 0 円の減額補正です。高額医療費共同事業の費用に充てるため、国 4 分の 1、県 4 分の 1 から交付されるもので、共同事業拠出金の額の確定によるものでございます。

9 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 3, 0 5 0 万 5, 0 0 0 円の減額補正です。内訳といたしまして、1 節一般会計繰入金、高額療養費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の減額に伴い 3, 1 8 6 万 8, 0 0 0 円を減額する。2 節保険基盤安定繰入金確定により 1 3 6 万 3, 0 0 0 円を増額することによるものでございます。

次の 7 9 ページをごらんください。

歳出です。

2 款保険給付費、2 項退職被保険者療養諸費、2 款保険給付費、4 項高額療養費から、3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、補正につきましては、今回の歳入補正に伴う一般財源から特定財源への財源更正を行うものでございます。

次の、8 0 ページの中ほどの、8 款保険事業費、1 項特定健康診査等事業費、特定財源から一般財源への財源更正を行うものでございます。

7 9 ページにお戻りいただき、7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金 8 3 6 万 8, 0 0 0 円の減額です。これは、高額医療費共同事業の財源として、国保連合会に拠出するものでございまして、額の確定に伴うものです。

9 8 ページにわたります。

3 目保険財政共同安定化事業拠出金 5, 2 9 7 万 7, 0 0 0 円の減額です。保険財政共同安定化事業の財源として、国保連合会に拠出する費用でございまして、額の確定に伴うものです。減額の要因は、県内全市町村の保険財政共同安定化事業準備拠出対象額の合計額の減少と、紀美野町の一般被保険者の減少率が大きく減少したことに伴うものです。

次のページ、8 0 ページをごらんください。

8 款保険事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、今回の歳入の補正に伴い、特定財源から一般財源への財源更正でございます。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金 2, 8 1 9 万 7, 0 0 0 円の増額です。平成 2 8 年度療養給付費等負担金 2, 8 1 4 万 6, 0 0 0 円及び介護給付金負担金 5 万 1, 0 0 0 円の返還金の額の確定によるものです。

9 款諸支出金、2 項繰出金、1 目繰出金 2 1 4 万 2, 0 0 0 円の増額です。国から受けた保健管理事業への特別調整交付金を、各関係部署に繰り出すもので、内容は、野上厚生総合病院分保険事業委託料でございまして 8 0 万円の減額、国保直営診療所分 2 9 4 万 2, 0 0 0 円増額となるものでございます。

以上、平成 2 9 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、国保診療所会計について、3 月補正の説明をさせていただきます。

8 1 ページをごらんください。

議案第 2 9 号、平成 2 9 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 2 9 年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 3 0 7 万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出補正内容について、補正予算事項別明細書にて説明を申し上げます。

8 5 ページをごらんください。

歳入でございます。

4 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金及び 2 目国民健康保険事業特別会計繰入金につきましては、国保特別会計から繰入金の増額に伴い、一般会計繰入金を 2 9 4 万 2, 0 0 0 円減額するものです。これにつきましては、先ほど説明させていただきました特別調整交付金の補填によるものでございます。

以上、簡単でございますが、平成 2 9 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 8 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、後期高齢者、3 月補正について説明させていただきます。

8 7 ページをお願いいたします。

議案第 3 0 号、平成 2 9 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。

平成２９年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億４,１１５万２,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成３０年２月２８日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出補正内容について、補正予算事項別明細書にて御説明を申し上げます。

９１ページをごらんください。

歳入です。

３款繰入金、１項繰入金、１目一般会計繰入金、事務費繰入金１４５万５,０００円の減額補正で、平成２８年度繰越金確定による補正でございます。

４款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、前年度繰越金確定に伴う１４５万５,０００円の増額補正でございます。

以上、簡単でございますが、平成２９年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。

以上で、特別会計補正３議案につきまして、議案審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

◎日程第３４ 議案第３１号 平成２９年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第５号）について

○議長（美野勝男君） 日程第３４、議案第３１号、平成２９年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第５号）について、議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、湯上君。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） それでは、議案書の９３ページをごらんください。

議案第３１号、平成２９年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第５号）。

平成２９年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第５号）は、次に定めると

ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ227万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,711万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、議案書の98ページをごらんください。

歳入でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目事務費繰入金227万円の減額補正でございます。

続く99ページもごらんください。

歳出でございます。

1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費の調査員の賃金の227万円の減額でございまして、歳入との増額となっております。これは、平成29年4月から、介護予防日常生活支援総合事業の開始に伴い、総合事業対象者が介護認定が必要かの窓口での介護相談や、訪問先での介護認定調査か総合事業対象者かどうかの確認や、基本チェックリストの実施を行える、介護支援専門員資格を持つ介護認定調査員を計上いたしましたが、2回の広報紙に掲載しても対象者がなく、ケアマネ協会や他市町村等へも相談いたしましたが、雇用につなぐことができなかったためでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第31号の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇）

◎日程第35 議案第32号 平成29年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男君） 日程第35、議案第32号、平成29年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第2号）について、議題とします。

説明を願います。産業課長、米田君。

（産業課長 米田和弘君 登壇）

○産業課長（米田和弘君） それでは、議案書の101ページをごらんください。

議案第 3 2 号、平成 2 9 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 2 9 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 5 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 2 1 6 万 2, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の 1 0 6 ページをごらんください。

まず、2、歳入でございます。

3 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金で 2 5 万 1, 0 0 0 円の減額補正でございます。

続きまして、1 0 7 ページをごらんください。

3、歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費で 2 5 万 1, 0 0 0 円の減額補正でございます。内訳といたしましては、4 節共済費、社会保険料負担金で 2 万円の増額、そして、1 5 節工事請負費で 2 7 万 1, 0 0 0 円の減額補正によるものでございます。ふれあい公園施設塗装塗りかえ工事は、当初予算で 1 3 2 万 9, 0 0 0 円計上してございましたが、1 0 5 万 7, 3 2 0 円で契約できましたので、その分の差額の減額補正でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 3 2 号、平成 2 9 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（産業課長 米田和弘君 降壇）

◎日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（美野勝男君） 日程第 3 6、議案第 3 3 号、平成 2 9 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議題とします。

説明を願います。建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長(井村本彦君) それでは、109ページをお願いします。

議案第33号、平成29年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)。

平成29年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,491万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

113ページをお願いします。

歳入。

3款繰入金で、一般会計からの繰り入れ金額を33万3,000円減額するものでございます。こちらにつきましては、4款繰越金での前年度繰越金の確定による補正でございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いをいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

◎日程第37 議案第34号 平成30年度紀美野町一般会計予算について

○議長(美野勝男君) 日程第37、議案第34号、平成30年度紀美野町一般会計予算について、議題とします。

説明の際には、ページ数を言ってから、説明を願いたいと思います。

それでは、歳入全般について説明を願います。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、予算書の1ページをお開きください。

議案第34号、平成30年度紀美野町一般会計予算。

平成30年度紀美野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ64億1,600万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算書の10ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、目を中心に御説明申し上げます。

なお、説明資料を別添させていただいておりますので、御参照いただきたいと存じます。

それでは、説明させていただきます。

1款町税、1項1目の個人では、前年度比較259万2,000円減額の2億8,502万7,000円の計上でございます。

2目の法人では373万円増額の2,091万1,000円の計上でございます。

2項1目の固定資産税では2,208万5,000円の減額で3億8,203万6,000円の計上でございます。

2目の国有資産等、所在市町村交付金及び納付金では3万6,000円減額の247万8,000円の計上としております。

3項1目の軽自動車税では1万8,000円減の3,649万1,000円の計上でご

ざいます。

4項1目の市町村たばこ税は、前年度と同額の3,200万円の計上としてございます。

続きまして、11ページをごらんください。

5項1目の入湯税は20万円減額の10万円の計上です。

次に、2款地方譲与税、1項1目の地方揮発油譲与税は、前年度と同額の2,000万円の計上でございます。

2項1目の自動車重量譲与税は300万円増額の4,500万円としてございます。

3款利子割交付金、1項1目の利子割交付金は100万円増額の200万円としてございます。

4款配当割交付金、1項1目の配当割交付金は100万円増額の300万円としてございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項1目の株式等譲渡所得割交付金、これは前年度と同額の50万円の計上でございます。

12ページをお開きください。

6款地方消費税交付金、1項1目の地方消費税交付金も前年度と同額の1億3,000万円を計上してございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項1目のゴルフ場利用税交付金も、前年度と同額の3,100万円の計上でございます。

8款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金、これも前年度と同額の800万円の計上でございます。

9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金も、前年度と同額の200万円の計上でございます。

10款地方交付税、1項1目地方交付税は5,000万円減額の35億円の計上としてございます。

13ページに移りまして、11款交通安全対策特別交付金は、1項1目交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の80万円の計上でございます。

12款分担金及び負担金、1項1目の農林水産業費分担金では39万円増額の104万円の計上です。39万円の増額は、小規模土地改良事業分担金でございます。

2目土木費分担金では、今年度、新たに小規模崖崩れ対策事業分担金25万円を計上

してございます。

2項1目の総務費負担金では42万円減額の3万円の計上です。

2目の民生費負担金では68万5,000円増額の2,889万4,000円を計上してございます。

13款使用料及び手数料、1項1目の総務使用料は、前年度と同額の122万6,000円を計上してございます。

14ページをお開きください。

2目の民生使用料は5万5,000円増額の316万6,000円の計上です。

3目の農林水産業使用料は、前年度と同額の114万円の計上です。

4目の土木使用料では81万円減額の3,672万4,000円の計上です。

5目教育使用料では9,000円減額の317万円の計上でございます。

15ページにわたりまして、2項1目の総務手数料では40万1,000円減額の74万8,000円の計上でございます。

2目の衛生手数料では227万円減額の1,380万8,000円の計上です。一般廃棄物収集手数料が225万円の減となつてございます。

3目の土木手数料は、全年度と同額の1,962万4,000円の計上です。

4目の消防手数料は、前年度と同額の1万円の計上でございます。

次に、14款国庫支出金、1項1目の民生費国庫負担金では38万1,000円減額の1億8,656万8,000円の計上となつてございます。

2目の衛生費国庫負担金につきましては、前年度と同額の24万円の計上でございます。

次のページ、16ページをごらんください。

14款2項1目の総務費国庫補助金は519万1,000円の増額で1,834万9,000円計上してございます。主な増額の要因といたしましては、説明欄の住宅建築物耐震改修等事業費補助金で250万2,000円、昨年度より増額しております。それから、社会保障税番号制度システム整備費補助金243万円は、今年度、計上してございます。

2目の民生費国庫補助金では、40万3,000円減額の736万5,000円の計上です。説明欄の小児慢性特定疾患対策補助金11万4,000円は、今年度、新たな計上でございます。

3目の衛生費国庫補助金では42万4,000円増額の690万8,000円の計上です。説明欄の感染症予防事業費等補助金20万3,000円、これも新たな計上でございます。

4目の土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金584万9,000円減額の1,170万1,000円を計上してございます。

5目の教育費国庫補助金は513万円減額の214万円を計上してございます。説明欄の、へき地児童生徒援助費等補助金189万円は、新たな計上でございます。

次に、14款3項1目の総務費国庫委託金では9,000円増額の17万2,000円計上してございます。

17ページにわたりまして、2目の民生費国庫委託金では13万2,000円増額の249万1,000円の計上でございます。

15款県支出金、1項1目の民生費県負担金は249万6,000円増額の1億5,517万7,000円の計上でございます。

2目の衛生費県負担金は、前年度と同額の12万円の計上としております。

3目の農林水産業費県負担金では984万7,000円の減額で4,638万円の計上をしてございます。これは、地籍調査事業によるものでございます。

18ページにわたりまして、2項1目の総務費県補助金で610万1,000円の増額で1,114万1,000円計上してございます。主な増額の要因といたしましては、住宅耐震化促進事業費補助金を、前年度より109万7,000円増額しているのと、土砂災害のハザードマップ作成に係る、和歌山防災力パワーアップ補助金525万2,000円を新たに計上しているところです。

2目の民生費県補助金では377万1,000円減額の2,952万2,000円の計上です。新たなものとしまして、2節の障害者福祉費補助金の説明欄6行目の、小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業補助金4万2,000円でございます。

3目の衛生費県補助金では3万9,000円減額の740万9,000円計上してございます。

19ページにわたりまして、4目の農林水産業費県補助金では217万6,000円の増額6,534万1,000円計上してございます。新たなものとしまして、1節で農業費補助金の説明欄の、小規模土地改良事業補助金78万円、農業次世代人材投資資金1,350万円、過疎集落再生生活活性化支援事業補助金124万6,000円を計上し

てございます。２節では、林業費補助金、ここでは、市町村森林所有情報活用推進事業補助金 76 万円と、林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金 41 万円を新たに計上してございます。

５目の商工費県補助金では 58 万 2,000 円減額の 1 万 5,000 円の計上です。前年度には、観光施設整備補助金 58 万 2,000 円を計上していたためでございます。

６目の土木費県補助金は、前年度と同額の 4 万 3,000 円の計上です。

７目消防費県補助金は 5 万 4,000 円増額の 212 万円の計上でございます。

８目教育費県補助金は 20 万 9,000 円減額の 132 万 3,000 円の計上です。

20 ページにわたりまして、３項１目の総務費県委託金では 1,347 万 1,000 円増額の 2,645 万 7,000 円の計上です。増額の要因は、県知事選挙執行委託金 950 万円、県議会議員選挙執行委託金 400 万円で、これを新たに計上してございます。

２目の民生費県委託金では、前年度計上しておりました特別弔慰金等支給事務委託金 6,000 円にかわりまして、今年度は在宅育児支援助成委託金 225 万円を新たに計上してございます。

３目の農林水産業費県委託金は前年度と同額の 33 万円の計上です。

４目の教育費県委託金では 26 万円減額の 20 万円の計上です。

次に、１６款財産収入、１項１目の財産貸付収入では 1 万円減額の 1,229 万 2,000 円の計上でございます。

２目の利子及び配当金では 17 万 7,000 円増額の 361 万 8,000 円の計上としてございます。

21 ページをごらんください。

１６款２項１目の物品売払収入及び２目の不動産売払収入につきましては、前年度と同額の 1,000 円の計上です。

次に、１７款寄附金、１項１目の一般寄附金は前年度と同額の 1,000 円の計上です。

２目のふるさとまちづくり応援寄附金も、前年度と同額の 500 万円の計上としてございます。

１８款繰入金、１項１目の財政調整基金繰入金は 1 億 7,148 万 8,000 円増額の 4 億 2,679 万 1,000 円としております。

３目の地上デジタル放送中継施設基金繰入金は 150 万 1,000 円の減額の 453

万9,000円の計上としてございます。

4目の河川浄化推進事業基金繰入金は47万8,000円減額の578万2,000円の計上です。

5目瀬藤基金繰入金は224万減額の86万円を計上してございます。

6目ふるさとまちづくり応援基金繰入金は183万3,000円増額の823万3,000円を計上してございます。なお、美里の湯かじか荘基金は、平成29年度で全額取り崩しを行うこととしてございます。

次のページ、22ページをお開きください。

19款繰越金、1項1目の繰越金は、前年度と同額の500万円を計上してございます。

20款諸収入、1項1目の延滞金は50万円減額の50万円計上してございます。

2項1目の町預金利子は10万円減額の10万円の計上としてございます。

3項1目の貸付金元利収入は29万9,000円増額の67万2,000円計上してございます。増額の要因といたしましては、野上厚生病院への貸付金の利息30万円を新たに計上しているためでございます。

23ページにわたりまして、4項1目の雑入では576万1,000円増額の5,097万5,000円の計上です。新たに計上した主なものとしましては、説明欄下段のほうの、市町村振興協会交付金、これが600万円、それから一時預かり保育料2万4,000円がでございます。

24ページをごらんください。

21款町債、1項1目の総務債では1億2,820万円減額の7,060万円の計上です。大幅に減額した要因につきましては、前年度に本庁舎の空調設備事業とエレベーター改修事業、それから蓑津呂集会所の新築事業などがあったためでございます。

2目の民生債では860万円減額の2,380万円の計上となっております。減額の要因は、昨年度、長谷毛原健康センター空調設備の更新事業があったためでございます。

3目の衛生債では1,130万円増額の1,330万円の計上です。主な増額要因といたしましては、きみの健康ロード整備事業によるものでございます。

4目の農林水産業債では3,160万円減額の1,020万円の計上です。主な減額要因といたしましては、前年度、山畑農免道路の整備事業があったためでございます。

5目の土木債では2,570万円増額の3億4,070万円の計上です。主な増額の要因といたしましては、上ノ城トンネルの照明改良事業などによるものでございます。

6目の消防債では2,170万円増額の3,030万円の計上です。主な増額要因といたしましては、消防格納庫改築事業、救急支援車購入事業などによるものでございます。

7目の教育債では1億3,580万円減額の380万円の計上です。主な減額の要因といたしましては、前年度、中央公民館の空調設備等の整備事業とエレベーター改修事業、それから下神野小学校の空調設備設置事業などがあったためでございます。

8目の臨時財政対策債は1,000万円減額の2億円を計上してございます。

以上、簡単ではございますが、歳入の説明とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前11時52分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時28分)

○議長（美野勝男君） 歳出、第1款から第2款について説明をお願いします。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、私から、歳出の1、2款で総務課関係の予算の説明に移らせていただきます。

予算書の26ページ、27ページをごらんください。

1款議会費、1項1目の議会費では1,496万8,000円の増額しております。そして8,542万5,000円を計上しております。主な増額の要因といたしましては、昨年度は、2名の一般職員の定年退職による人件費の減額がございましたのと、そして、今年度、臨時雇用職員の賃金151万3,000円と、それから会議室等の赤外線マイク設備の更新工事費350万円を計上しているため、増額となっております。

それから、27ページから30ページにわたりまして、2款総務費、1項1目の一般管理費では1億1,576万4,000円減額の3億547万2,000円の計上です。

この予算につきましては、人件費と庁舎の維持管理費用が主なものとなっております。

新規で主なものといたしまして、29ページ、13節委託料、公平委員会事務を和歌山県に委託する費用として67万9,000円、30ページの中段、14節使用料及び賃借料の自動車借上料の110万円の中には、町長車のリース料108万円を含んでおります。18節備品購入費の30万円につきましては、非核平和宣言の看板を設置するためのものがございます。

31ページをごらんください。

2目の文書広報費では57万8,000円増額の317万2,000円を計上しております。増額の要因は、広報きみの16ページ中の4ページ分を、カラー印刷するためのものがございます。

3目の会計管理費では5万2,000円減額の34万5,000円を計上しております。この減額の要因は、主に印刷製本費の減額でございます。

33ページをごらんください。

5目の企画費の中では、33ページ中段の15節工事請負費、地上デジタル放送に伴う関連工事で180万円計上しております。

34ページにわたりまして、6目の電子計算費で91万6,000円増額の4,834万3,000円の計上でございます。増額の要因といたしましては、15節工事請負費で、光ケーブル架設変更工事、昨年度より100万円増額の200万円を、19節県・自治体セキュリティ対策協議会の負担金が、前年度より88万円増額の88万5,000円を計上していることによるものです。

次に、35ページから36ページにわたりまして、7目支所及び出張所費907万1,000円減額の1,307万6,000円を計上しております。減額の要因といたしましては、職員が30年3月末に定年退職するため、給料等の人件費は計上してございません。

新たな事業としましては、15節工事請負費で、長谷毛原出張所、診療所の屋根の改修工事81万7,000円を計上しております。

8目の自治振興費で805万7,000円減額の5,640万9,000円の計上です。減額の要因は、前年度に菟津呂集会所の新築事業があったためでございます。なお、今年度は、福井集会所のトイレ改修事業に係る経費を計上しております。

38ページにわたりまして、9目の交通安全対策費では35万6,000円減額の6

12万8,000円計上してございます。

10目の諸費では2万円減額の96万9,000円の計上です。

11目の防災諸費では2,146万5,000円増額の7,009万円を計上してございます。主な増額要因といたしましては、39ページの11節需用費の消耗品費、これには、防災行政無線の蓄電池交換のため368万9,000円、それから修繕料、防災行政無線送信部の修理155万6,000円、13節委託料、土砂災害ハザードマップ作成費用956万9,000円、19節負担金補助及び交付金のところで、ドローン講習受講負担金21万6,000円、住宅耐震改修事業補助金1,187万4,000円などが、増額の要因でございます。公平委員会事務につきましては、和歌山県に委託する予定でございますので、公平委員会費は廃目としてございます。

続きまして、43ページに飛びます。43ページをお開きください。

2款総務費、4項選挙費、1目の選挙管理委員会費では5万円減額の28万7,000円を計上してございます。

44ページにわたりまして、2目和歌山県知事選挙で950万円を、3目和歌山県議会議員選挙費で400万円を計上してございます。

45ページにわたりまして、4目町議会議員一般選挙費では、消耗品費として10万円を計上してございます。なお、町長選挙費、土地改良区総代選挙費につきましては、廃目としております。

次に、46ページをお開きください。

2款6項1目の監査委員費では、前年度と同額の29万円を計上してございます。

以上、簡単ですが、1、2款の総務課関係予算の説明とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長(美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) それでは、私のほうからは、2款総務費のうち企画管財課に係る主な予算について御説明をさせていただきます。

予算書の27ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費でございます。

ここでは、企画管財課の庶務に係る経費と役場庁舎の施設維持管理に必要な経費を計上してございます。

まず、２８ページをお開きいただきたいと思います。

１１節需用費の消耗品費４１６万１,０００円の中には、企画管財課が購入するコピー用紙並びに一般事務用品２３５万５,０００円が含まれてございます。

次に、燃料費２０３万２,０００円の中には、本庁舎の冷暖房用のＡＬＰガス１５０万２,０００円が含まれてございます。

次に、印刷製本費３３４万円の中には、コピー料金並びに業務に使用する封筒等の印刷費として２９６万７,０００円が含まれてございます。

続きまして、２９ページをお開きください。

電気料４８０万円につきましては、役場本庁舎で使用する電気料でございます。

次に、修繕料１１６万８,０００円の中には、本庁舎合併浄化槽及び庁舎備品の修繕料として１０６万８,０００円が含まれてございます。

次に、１２節役務費、電話料１３８万円につきましては、本庁舎で使用する電話料金でございます。

次に、１３節委託料でございます。ここには、役場本庁舎の設備機器等の維持管理に係る各種委託料を計上してございます。新たなものといたしましては、空調機フィルター清掃委託料１６万２,０００円、これにつきましては、役場本庁舎空調設備改修工事に伴いまして、空調機が変更となったため、空調機のフィルター清掃委託料を計上してございます。また、雑草等刈り取り委託料１２万８,０００円、これにつきましては、他の科目でも計上させていただいておりますけれども、職員数の減少等により、今まで職員が行っていました各種施設等の敷地内の草刈り業務を委託していきたいものでございます。ここでは、役場本庁舎周辺の草刈り業務を委託するため、雑草等刈り取り委託料を計上してございます。

続いて、３０ページをお開きください。

１４節使用料及び賃借料のうち、借地料４３２万１,０００円につきましては、役場本庁舎及び中央公民館の敷地と駐車場の借地料でございます。

続いて、３１ページをお開きください。

４目財産管理費でございます。ここでは、町が管理する建物財産の維持管理に伴う経費を計上してございます。本年度１,５９８万４,０００円、前年比７５６万１,０００円の減額となっております。これにつきましては、主なものとして、１１節需用費のうち修繕料の中の、かじか荘の修繕料７７万３,０００円の増額、１５節工事請負費の、

かじか荘設備更新工事で311万1,000円の減額、旧にう木工敷地整備工事終了に伴う580万円の減額が主な要因となっております。11節需用費のうち修繕料127万3,000円につきましては、町有建物等の修繕料50万円と、かじか荘新館の修繕料77万3,000円を計上してございます。

次に、12節、役務費のうち火災保険料635万3,000円につきましては、役場庁舎、集会所、学校、消防本部等、町が所有する206施設304物件が、保険の対象となっております。自動車損害保険料333万4,000円につきましては、町が所有する公用車に係る保険料でございます。

次に、13節委託料でございますが、雑草等刈り取り委託料50万円、これにつきましては、町有施設等の敷地内の草刈り業務を委託するため、雑草等刈り取り委託料を計上してございます。

次に、14節使用料及び賃借料でございますが、固定資産管理システム使用料64万8,000円並びに102万3,000円につきましては、各種施設9施設の借地料でございます。

次に、15節工事請負費でございますが、かじか荘設備更新工事237万6,000円につきましては、老朽化によるかじか荘の高圧電源キュービクル関係の修繕料を、計上してございます。

続いて、32ページをお開きください。

5目企画費でございます。本年度、9,479万6,000円、前年比394万1,000円の減額となっております。これにつきましては、人件費450万8,000円並びに備品購入費の公用車購入277万円の減額と、委託料のうち、ふるさと納税支援業務委託料70万円及び長期総合計画実施計画検証事業支援業務委託料230万7,000円の、新たな計上による増額が主な要因でございます。

8節報償費は、ふるさとまちづくり応援寄附金に伴う返礼品150万円を計上してございます。

続いて、33ページをお開きください。

13節委託料のうち、施設管理委託料1,131万5,000円、これにつきましては、かじか荘の指定管理委託料でございます。前年度と同額となっております。新たなものとしたしましては、紀美野町ふるさと応援寄附金業務に関する事務運用の一部を民間事業者に委託し、ノウハウを生かした新規返礼品の開拓やインターネット等を利用した

広報により寄附者の増加を図るため、ふるさと納税支援業務委託料として70万円を計上してございます。また、長期総合計画実施計画検証事業支援業務委託料230万7,000円、これにつきましては、平成29年に策定いたしました第2次紀美野町長期総合計画を効果的に推進するために必要な、各種事業の進行管理や検証の仕組みを構築する業務を委託するものでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金のうち、定住促進補助金1,350万円を計上してございます。前年度と同額となっております。

次に、21節貸付金100万円につきましては、紀美野町土地開発公社への貸付金を計上してございます。町が、金融機関にかかわって、より低金利の貸し付けを行うことにより、土地開発公社の利子による負担の軽減を図り、経営の安定化を支援するものでございます。

次に、22節補償補填及び賠償金1,000万円につきましては、紀美野町土地開発公社での土地売買に伴う損失補償金を計上してございます。3区画の売却を予定してございます。前年度と同額となっております。

続いて、38ページをお開きください。

10目諸費でございます。12節役務費、賠償保険料80万2,000円、この保険につきましては、町村等が所有、使用及び管理する施設の瑕疵及び業務遂行上の過失に起因する事故について、町が法律上の賠償責任を負う場合の損害に対して保険金を支払う制度で、その保険料でございます。

続いて、45ページをお開きください。

5項統計調査費、1目指定統計費でございます。これにつきましては、統計法に基づいて、本年度において実施する住宅土地統計調査及び工業統計調査の統計調査に係る報酬と必要経費でございます。本年度60万円、前年比5万5,000円の増額となっております。これにつきましては、調査に伴う非常勤職員の報酬額の増額によるものが主な要因となっております。

以上、簡単ではございますが、1款、2款の中の企画管財課の関係予算についての御説明とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長（中谷昌弘君） 予算書の４０ページをお開きください。あわせて、当初予算説明資料３２ページから３４ページをごらんください。

税務課からは、２款総務費、２項町税費、１目税務総務費並びに２目賦課徴収費について御説明を申し上げます。

第１目税務総務費は、本年度６,２５９万１,０００円、前年度５,１９７万３,０００円に比べ１,０６１万８,０００円の増額となっております。主な内訳でございますが、給料、職員手当等、共済費の増額となっております。

続いて、４１ページをお開きください。

第１９節負担金、補助金及び交付金は８９万円で、前年度１１５万３,０００円に比べ２６万３,０００円の減額となっております。

和歌山地方税回収機構負担金で、平成２８年度徴収実績額の負担割合により２６万２,０００円の減額が主なものとなっております。

続いて、第２目賦課徴収費は、本年度２,２５８万６,０００円で、前年度２,３０５万３,０００円に比べ４６万７,０００円の減額となっております。主な内訳でございますが、第１２節役務費では、前年度に比べ、コンビニエンスストアのほうで収納事務導入に伴う事務手数料により、役務費全体で５８万６,０００円の増額となっております。

続いて、第１３節委託料では、前年度に比べ、前年度固定資産評価更新業務委託料２０２万円の減額が、主なものとなっております。委託料全体で１３２万１,０００円の減額となっております。

続いて、４１ページから４２ページにかけまして、第１４節使用料及び賃借料では、前年度に比べ、コンビニエンスストア収納事務導入に伴うシステム使用料２３３万３,０００円の増額が主なものとなっており、使用料及び賃借料全体では２１５万６,０００円の増額となっております。

続いて、第１８節備品購入費では、前年度、電算機器購入費用３４５万６,０００円の減額と、新たに公用車の購入費用として１７３万６,０００円の増額を合わせ、前年度に比べ１７２万円の減額となっております。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。御審議の上、御可決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（税務課長 中谷昌弘君 降壇）

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、2款、住民課関連の予算について御説明させていただきます。

予算書の42ページをお開きください。説明資料につきましては、43ページからお願いします。

2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。戸籍住民基本台帳に関する予算でございまして、職員の3名の人件費と事務に伴う需用費及び住基ネットワークシステム等の保守点検等の委託料、システムソフト等の使用料及び関連団体への負担金が主なものでございます。本年度3,601万9,000円、前年度比較77万1,000円の増額です。主な内容といたしまして、本年度は13節委託料において、電算システム保守料443万2,000円、これは、各システムの保守料でございます。電算システム改修委託料243万円、次に、電算システム更新委託料291万6,000円は、5年ごとに行う住民基本台帳のネットワークシステムの更新委託料でございます。そして、18節備品購入費で、住民基本台帳のネットワークシステムの公開の機器一式購入費として540万円計上させていただいております。そして、19節負担金補助及び交付金、地方公共団体情報システム機構へ支払う通知カード、個人番号カード関連事務負担金185万7,000円、昨年度より79万7,000円の増額となっております。これにつきましては、平成30年度より、人口割に対する交付金見込み額と前年度分の繰り越し見込み相当額を合計し、上限見込み額として計上することとなったことにより、増額となっております。なお、14節使用料及び賃借料において、昨年度計上していた窓口証明発行システムのリース代が、4月分のみで支払いでリース期間が満了となるため41万5,000円の減額となります。

以上、簡単ですが、2款内の住民課関連の予算説明とさせていただきます。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

○議長（美野勝男君） 次に、第3款から第4款について、説明をお願いします。

保健福祉課長、湯上君。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） それでは、歳出の3、4款で保健福祉課関係予算の説明をさせていただきます。

予算書46ページからお願いします。

3款民生費でございます。1項1目社会福祉総務費は509万3,000円増額の7,177万5,000円です。保健福祉課関係の主なものは、19節の町社会福祉協議会補助金、民生児童委員協議会補助金です。増額の主な要因は、新たに委託する13節の生活支援サポーター養成講座委託料と、町社会福祉協議会の補助金の増額によるものです。

次に、48ページと49ページをごらんください。

3目老人福祉費は401万3,000円減額の7,908万5,000円です。減額の主な要因は、前年度ございました19節の地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金と、既存高齢者施設等防犯対策強化支援事業補助金分は、事業完了のため、本年度計上はしておりません。なお、本年度、新たに19節に、ねんりんピック紀の国わかやま2019実行委員会補助金を計上しております。

次に、4目障害者福祉費は1,167万7,000円増額の2億6,049万4,000円です。増額の主な要因は、19節相談支援事業負担金、基幹相談支援センターの委託の拡大によるもの、及び20節は、給付実績による増額見込みのためでございます。前年度と変更している点は、コミュニケーション支援事業の手話通訳、筆記奉仕員の謝金が、本年度、13節委託に変更しております。13節では、ほかに、障害支援区分認定調査の委託と、地域生活支援拠点整備事業委託料として、緊急時のショートステイを新たに計上しております。また、20節にも小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付費を、新たに計上しています。なお、前年度の19節ひかり作業所補助金は、改築工事に伴うものでしたので、本年度は計上しておりません。

少し飛びますが、52ページをごらんください。

9目総合福祉センター管理運営費は、2万1,000円減額の1,823万1,000円です。大きな増減はございませんが、11節には駐車場の白線の引き直しのための修繕料を計上しております。また、53ページの18節トレーニングルームの機器購入を計上しております。

次に、10目長谷毛原健康センター管理運営費は、1,101万9,000円減額の492万円です。減額の主な要因は、昨年度の空調設備更新工事分でございます。

次に、54ページをごらんください。

12目介護保険事業費は589万3,000円減額の2億4,385万8,000円は、

介護保険事業特別会計への繰り出し金です。減額の主な要因は、介護給付費実績からの減額見込みによるものでございます。

次に、3款2項児童福祉費でございます。1目児童福祉総務費は、901万2,000円増額の1,889万5,000円の計上です。増額の主な要因は、20節の在宅育児支援給付金によるものでございます。この給付金は、多子世帯への経済的支援として、県が町に委託して行う新規事業として実施する、ゼロ歳児を在宅で育てる世帯への支給額と、本町で増額を上乗せするものでございます。また、13節に神野保育所基本計画策定委託料を計上しています。これは、今後の神野保育所のハード面の機能強化のための計画でございます。

次に、56ページをごらんください。

3目母子福祉費は、昨年度と同様12万1,000円の計上です。

続く、4目保育所費は1,709万6,000円減額の1億9,376万5,000円です。減額の主な要因は、7節賃金、保育士等の臨時雇用及び18節備品購入費です。

次に、59ページをごらんください。

7目です。7目児童手当費は841万円減額の7,875万9,000円です。減額の主な要因は、対象者の減少見込みによるものでございます。

次に、60ページをごらんください。

3款3項1目災害救助費は4万5,000円減額の38万4,000円です。減額の主な要因は、23節災害援助資金償還金の償還方法の変更によるものでございます。

次に、4款の衛生費に移ります。

60ページから61ページをごらんください。

1項1目保健衛生総務費は1億6,182万2,000円増額の6億5,265万9,000円です。保健福祉課関係の増額の主な要因は、きみの健康ロードの追加整備に伴う、13節きみの健康ロード設計委託料と、15節工事請負費によるものでございます。また、新たに、13節には水俣条約及び水銀汚染防止法等への対応のため、水銀医療廃棄物処理委託料のほか、薬品処理のための処分委託料及びヘルストロンの保守点検料を計上しております。

次に、62ページをごらんください。

2目予防費は276万7,000円減額の2,005万8,000円です。主なものは、各種予防接種委託料で、減額の主な要因は、対象者及び実績による減少の見込みのため

でございます。

3目母子衛生費は37万5,000円増額の1,047万7,000円です。主なものは、乳幼児健診の医師報酬費、妊婦健診委託料、不妊治療費助成事業です。新たな事業として、産後の母子のうち、必要に応じ、母親の身体的回復と心理的な安定を図るために、医療機関での産後ケアが受けられるように、13節に産後ケア委託料を計上しております。

次に、64ページをごらんください。

5目成人保険対策費は147万3,000円増額の3,923万円で、主なものは、栄養士事務補助の賃金と各種検診委託料です。また、比較的若い方が参加しやすいよう、前年度から実施した夜間の健康教育の回数をふやすため、13節運動教室開催委託料の増額と、AED1台を新規にリースとするため、14節機器等借り上げ料の増額を計上しています。

以上、簡単ですが、3、4款の保健福祉課関係の説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) それでは、3款、4款について、住民課関連の予算について説明させていただきます。

予算書の47ページをごらんください。説明資料の38ページから、随時ごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金として、県人権擁護委員協議会へ10万2,000円、県更生保護協会5,000円、紀西保護司会紀美野分会へ14万円、前年度と同額を計上させていただいております。

次に、2目国民年金事務費です。国民年金の受給事務等の予算でございます、1名の職員の人件費と事務用消耗費など、主なものでございます。本年495万9,000円、前年度と比較いたしまして48万6,000円の減額です。この減額の要因は、給料、職員手当、共済費の人件費の減額に伴うものでございます。13節委託料、電算システム改修委託料51万9,000円、これは、年金法に基づく諸届等の電子媒体化の促進課に係る改正業務委託料として19万5,000円、年金生活者支援給付金支給準備に伴うシステム改修業務委託料32万4,000円です。

次に、５１ページをごらんください。

３款民生費、１項５目老人医療費でございます。本予算は、６７歳から７０歳未満の所得制限等の条件を満たした方の医療費助成に関する予算でございます。本年度１５万１,０００円、前年度比較３万３,０００円の減額です。減額の主な要因は、２０節扶助費の減額推計によるものです。

続きまして、６目重度心身障害者医療費でございます。本予算は、ある一定以上の障害のある方に対します医療費助成に関する予算でございます。本年度６,０８９万３,０００円、前年度比較８２５万５,０００円の減額でございます。減額の主な要因は、２０節扶助費の減額推計によるものです。

７目子ども医療費でございます。１８歳までの子供への医療費助成に関する予算でございます。本年度２,２０１万５,０００円、前年度比２５０万５,０００円の減額でございます。主な減額要因といたしましては、次の５２ページをごらんください。２０節の扶助費の減額推計によるものでございます。

８目ひとり親家庭医療費で、ひとり親家庭に対します医療費扶助に関する予算でございます。本年度６７８万３,０００円、前年度比較７１万８,０００円の減額でございます。この減額の要因は、平成２７年８月より所得制限を設けた制度改正により、子供医療対象者となり、受給者の減となることから扶助費の減額が推計されます。

次に、５４ページをごらんください。

１１目国民健康保険事業費でございます。国保特別会計への繰出金の予算です。本年度１億２,１８８万７,０００円で、前年度比較１億４７８万５,０００円の減額となっております。

１３目後期高齢者医療費でございます。本年度２億４,９２４万６,０００円、前年度比較６７万１,０００円の減額です。後期高齢者医療広域連合負担金と後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次に、６１ページをお願いいたします。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費の１９節、負担金補助及び交付金で海南海草食品衛生協会の負担金につきましては、前年度と同額の３万６,０００円でございます。

２段下の、野上厚生病院への負担金５億９,６３２万８,０００円でございます。前年度より１億５,０１５万８,０００円の増額となっております。交付税算定の見直しに

伴う増額によるものです。この増額につきましては、当初予算比較で、平成30年度交付税算定額4億7,697万1,000円で、前年度より3,080万1,000円の増額、そして繰り出し基準による一般財源繰出金1億1,935万7,000円の増額によるものです。

次に、63ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子衛生費、20節扶助費の中の、未熟児養育医療費扶助費でございます。前年度と同額の90万円を計上しています。

次の64ページ、4款1項4目環境衛生費でございます。環境及び衛生に係る予算でございまして、住民課に係るものとしまして、水道課の水道特別会計への繰出金6,807万8,000円を除く人件費と、五色台広域施設組合に係る負担金、住宅用太陽光発電設備の補助金が主なものでございます。本年度の予算9,643万7,000円、このうち住民課分2,835万9,000円、前年度比77万2,000円の増額です。この主な増額要因は、給与、職員手当、共済費の人件費の増額によるものでございます。

次に、65ページ、6目公害対策費です。水質検査委託料と紀ノ川及び貴志川の連絡協議会への負担金が主なものでございます。本年度も、昨年度と同額の16万9,000円を計上しています。

7目診療所費でございます。町内6診療所、事業特別会計への繰出金の予算でございます。本年度予算額3,686万4,000円、前年度比80万6,000円の減額です。診療所特別会計で、歳入での外来収入の減少と歳出での人件費に対するものです。

次に、4款衛生費、2項1目清掃総務費でございます。海南海草環境衛生施設組合及び紀の海広域施設組合への負担金が主なものでございます。本年度予算は1億3,735万6,000円、前年度比較して275万円の減額です。主な要因といたしましては、18節備品購入費、公用車購入費173万6,000円の増額、19節負担金、補助金及び交付金のうち、海南海草環境衛生施設組合の負担金で、前年度と比べまして435万6,000円増額となっております。管理運営負担金の負担率17.9%から18.27%と、平成28年度の搬入実績に基づき変更になったことによるものでございます。また、紀の海広域施設組合負担金で、前年度より882万4,000円の減額によるものです。平成28年度の搬入実績に基づき、変更になったことによるものです。

続きまして、2目塵埃処理費。ごみ収集処理に关します予算でございます。本年度予算額7,169万、前年度比200万8,000円の増額です。主な要因といたしまして

は、人件費とじんかい処理施設等の維持管理に係る消耗品費や各種委託料、特に、本年度より、雑草等刈り取り作業委託料163万9,000円、新設させていただいておりますものと、そして、工事請負費が主なものでございます。

以上、3款、4款のうち、住民課関係の予算説明とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長（湯上章夫君） それでは、私のほうから、教育課関係で、本年度と大きく変更したところを中心に、説明させていただきます。

55ページのほうをごらんください。

3款民生費、2項2目青少年対策費でございます。27万7,000円の増額となっております。この目は、青少年の健全育成活動や、非行防止活動が主なものであります。児童生徒の登下校の巡回パトロール、声かけ運動、補導活動、夏の子供を守る運動、社会を明るくする運動、町民一斉清掃などの活動費でございます。大きく変わった要因は、職員の人件費の増額でございます。

続きまして、58ページをごらんください。

5目児童館運営費でございます。9万5,000円の減額でございます。この目は、町内に4つの児童館がございまして、その管理及び運営の費用でございます。児童厚生指導員の報酬や賃金、町地域活動連絡協議会などへの補助金が主なものでございます。本年との減額の要因でございますけれども、11節の需用費の修繕費で、本年、吉野児童館の消防設備を修繕いたしました。来年度は、修繕費が少なくなっております。

続きまして、59ページに移ります。

6目学童保育費3万7,000円の増額でございます。この目は、町内2カ所の学童保育を運営する費用です。野上学童保育はおおむね60人、美里学童保育は30人の保育を見込んでおります。中身でございますけれども、7節の賃金で、こちらのほうは学童保育指導員の賃金の増額です。休暇された場合の指導員への、代替えの指導員の配置に伴う費用が発生する分でございます。

また、13節では、委託料として、小川小学校から野上小学校への送迎車の運行費用でございます。本年は、ジャンボタクシーを予定しておりましたけれども、実質的な人員からいいまして、普通のタクシーで対応できるということで、その分が減額となっております。

ります。

以上、教育課関係の説明とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) それでは、私のほうから、建設課関係に関する予算のほう、説明をさせていただきます。

68ページをお願いします。

4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費でございます。

説明資料は、63ページ、下段をお願いいたします。

本年度予算1,880万4,000円の予算をお願いするものであります。事業内容といたしましては、合併浄化槽普及のための補助金でございます。5人槽で30基、6から7人槽で18基、8から50人槽で2基、合計50基を見込んでおります。また、単独浄化槽の撤去補助金を各槽につきまして、1基ずつ見込んでございます。

以上、簡単ですが、よろしくをお願いいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 次に、第5款から第6款について説明を願います。

産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長 (米田和弘君) 私からは、5款農林水産業費と6款商工費の産業課関係の予算について、説明させていただきます。

予算書の68ページをごらんください。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費2,238万3,000円は、農業委員会及び農業者年金業務に係る経費でございまして、農業委員会の制度改正に伴う報酬や職員配置に係る給料、職員手当等の減額が主なものとなっており、前年度より237万8,000円の減額となっております。

続きまして、69ページ、5款1項2目農業総務費3,460万6,000円で、農業全般に係る経費でございます。内容は、職員給与、事務に係る経費と、農業関係団体への負担金、補助金でございます。前年度より225万7,000円の増額です。主なものは、2節給料、3節職員手当等、4節共済費で、職員配置に伴うものです。

70ページをごらんください。

5款1項3目農業振興費9,003万9,000円は、農業の振興に関する全般に係る経費、また、農業関係施設である産品加工所、高齢者創作館、雨山の郷公園の管理運営に係る経費並びに農業経営支援事業、中山間地域直接支払交付金事業、農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金に係る経費でございます。前年度より290万5,000円の減額です。

71ページをごらんください。

主なものは、19節負担金補助及び交付金の、中山間地域直接支払交付金の参加農家の減や、農作物鳥獣害防止総合対策事業、また、農業次世代人材投資資金の減によるものでございます。これにつきましては、旧青年就農給付金事業となっております。

少し飛ばしまして、75ページをお願いいたします。

5款2項1目林業総務費1,183万9,000円は、林業関係全般に係る経費で、職員給与、関係団体への負担金、補助金などで、前年度よりも、523万5,000円の増額です。主なものは、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の職員配置に伴うもの、また、13節委託料、電算システム設定委託料の152万2,000円及び18節備品購入費、事務用備品23万2,000円については、平成31年4月より稼働予定の、森林地理情報管理システムの運用、補修及び機能拡充を行う経費と、このシステム導入に係るパソコンの費用でございます。

また、76ページ、19節負担金補助及び交付金、林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金82万円は、林業労働者に対する社会保障の充実を図り、また、事業主負担の軽減を目的として計上してございます。

次は、76ページと77ページにわたります。

5款3項1目水産振興費305万円は、前年度と同額でございまして、資源開発センターの施設管理補助金40万円と、アユ、アナゴ等の放流事業補助265万円となっております

次に、77ページの、5款4項1目山村振興総務費です。こちらは、まちづくり課での予算が大部分を占めており、本年度予算額8,826万6,000円のうち、産業課は78ページの19節負担金、補助金及び交付金の中で、紀の国ふるさとづくり協議会1万円、79ページの農林商工まつり実行委員会130万円、紀美野町ふるさと村運営協議会補助金40万円、県山村振興対策協議会へ6万7,000円の、各種団体への補助

金でございます。

次に、同 79 ページの 6 款商工費、1 項 1 目商工振興費 2,337 万 7,000 円でございます。職員給与、紀美野町商工会シルバー人材センターへの団体補助、創業支援補助金が主な経費となっております。主に職員配置によるもので、前年度より 18 万 5,000 円の増額となっております。

80 ページをごらんください。

2 目観光費 1,798 万 8,000 円、観光協会に携わる集落支援員の賃金などや、観光施設の維持管理、観光推進等の事業に関する経費でございます。前年度より 99 万 9,000 円の増額でございます。主なものは、11 節需用費、修繕料 137 万 7,000 円は、山の家おいしいの室内照明を LED 照明とする修繕でございます。

次に、81 ページをごらんください。

13 節委託料で、町観光 PR 映像作成委託料 135 万 5,000 円を計上しております。これは、「最高の‘ない’がここにある」、「訪日外国人観光客“0”の町」に続く、3 作目のものを考えて計上しております。また、次の、紀美野町丸ごと体験事業委託料 77 万円は、新たな婚活の要素も入れ、紀美野町を好きになって来てもらえるような体験メニューを考えてございます。

以上、簡単ではございますが、産業課関連の説明とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうから、5 款の建設課関係の予算について御説明をさせていただきます。

まず、72 ページから 73 ページをお願いします。

5 款 1 項 4 目工事総務費です。説明書は 68 ページをお願いします。本年度予算 4,471 万円を予算計上しております。前年度より 3,003 万 7,000 円の減額となっております。主な要因といたしましては、県営事業の山畑農免事業の負担金の減によるものでございます。

続きまして、2、3、4 節で、職員 3 人分の給与や手当でございます。

18 節備品購入費につきましては、軽トラック 1 台分の購入費用として 123 万 9,000 の計上をさせていただいております。

19節負担金、補助及び交付金360万6,000円では、主に檜河池改修による県営事業負担金として322万3,000円を計上させていただいております。

28節繰出金1,620万円でございますが、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、73ページ中段をお願いします。

5項農業用施設維持費です。本年度800万円を予算計上しております。説明資料は69ページとなります。前年度と同額となっております。事業内容は15節工事請負費で、農道や用水路等の補修工事費として500万円をお願いするものであります。また、16節原材料費として、農道舗装用の生コンクリートやU字溝、用水用のパイプ等の支給費として、予算300万円を計上しております。

続きまして、73ページ下段から74ページをお願いします。

6目地籍調査事業費でございます。説明資料は69ページから70ページをお願いします。本年度予算9,361万6,000円を予算計上しております。全年度より1,761万2,000円の減額となっております。事業実施地区につきましては、明添の一部、毛原下の一部、毛原中の一部の合計3.04キロ平方メートルとなっております。予算の内容ですが、1節で報酬費といたしまして、地籍調査推進員の368万円を計上しております。

2、3、4節で職員5名分の給与や諸手当を計上しております。7節で臨時職員の賃金263万5,000円を予算計上しております。

続きまして、74ページをお願いします。

13節委託料で5,625万8,000円を計上しております。これにつきましては、主に事業実施地区内を3班で行ううちの2班について、外注発注する業務に係るものでございます。

14節使用料及び賃借料で地籍調査支援システム等の借り上げ等で290万円をお願いするものでございます。

19節負担金、補助及び交付金につきましては、各協会の会費6万8,000円を計上させていただいております。

22節調査に伴う損失補償費として1万円を計上させていただいております。

続きまして、74ページ下段をお願いします。

7目小規模土地改良事業費です。説明資料は71ページをお願いします。事業内容は、

15節工事請負費で、長谷宮地区、宝湯水路の改修工事で260万1,000円をお願いするものでございます。

続きまして、75ページをお願いします。

農業体質強化基盤整備促進事業費ですが、29年度をもって事業完了いたしましたので、廃目処理とさせていただきます。

次に、76ページをお願いします。

5款2項2目林道維持費でございます。説明資料は、71ページ下段をお願いします。本年度予算692万1,000円を予算計上しております。前年度より32万9,000円の減額となっております。事業内容の主なものは、7節賃金で、切りとりのり面等の崩土の取り除きや、側溝、路面の整備等に係る作業員の賃金268万4,000円と、13節の委託料で雑草等草刈りについては、旧野上管内の林道2路線分で23万9,000円を予算計上しております。

次に、15節の工事請負費で林道の維持補修工事に係る予算300万円と、16節の原材料費でアスファルト補修用のレミファルトや、冬場の路面凍結防止剤の予算として25万円をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長(美野勝男君) まちづくり課長、西岡君。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇)

○まちづくり課長(西岡靖倫君) それでは、まちづくり課の予算に関して、説明させていただきたいと思います。

まず、予算書の77ページをごらんいただきたいと思います。予算説明資料におきましては72ページから74ページをごらんいただきたくお願いします。

まず、77ページの5款農林水産業費、4項1目山村振興費の本年度の予算におきまして、前年対比254万6,000円の減額となっております。そして、本年度は8,826万6,000円の計上でございます。一部、産業課予算も入っておりますけども、その中で、この中身におきましては、地方創生推進交付金活用事業を利用した事業費、それから、地域おこし協力隊員や集落支援員全般にわたるものでございます。そういった中で、若干、前年度と比べまして減額しております。

その中で、2節、3節、4節の給料、職員手当、それから共済費は、職員5名の手当、

給料等でございます。

それから、7節の賃金におきましては、新たに臨時雇用としまして78万2,000円計上させていただいております。これは、地方創生推進交付金活用事業におきまして、本年度、空き家調査をしましたのを利用して、それを今後にどのように活用していくかっていうことで、交渉していくような段階における人件費でございます。それから、地域おこし協力隊員、集落支援員におきましては、地域おこし協力隊6名の分と、集落支援員3名の分の賃金でございます。

それから、8節報酬費におきましては、定住相談等で、体験談を語っていただくための講師料等の費用を計上させていただいております。

それから、新たに予算としまして、ちょっと飛ばさせていただきます。78ページになります。19節負担金、補助及び交付金のところを説明させていただきます。

志賀野寄合会補助金といいまして、昨年から、29年度から始まって事業ですけども、住民生活の一体性を重視した、ふるさと生活圏単位で、住民の主体性を生かした取り組みを支援する、独自の過疎対策が志賀野地域で始まっています。本年度予算としまして124万6,000円の計上をさせていただいております。

その次に、ページ変わります、79ページ、まちづくり推進協議会補助金、これは昨年と変わらず計上させていただいております。紀美野定住を支援する会補助金も同様です。それから、まちづくり支援補助金400万円も、計上させていただいております。空き家活用推進補助金80万円、Uターン奨励補助金100万円、それから、農家民泊推進事業費としまして229万5,000円、グリーンツーリズム推進事業費補助金としまして、同じく100万円、合計、負担金、補助及び交付金のところで1,458万7,000円の計上となっております。

そのような中で事業を進めて、本年度予算を計上させていただいております。御審議いただき、御可決いただきますようよろしくお願いします。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇)

○議長（美野勝男君） 次に、第7款から第8款について説明をお願いします。

建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長（井村本彦君） それでは、81ページをお願いします。説明資料は、77ページでございます。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費でございます。本年度 2,381 万 3,000 円を予算計上しております。去年より 158 万 6,000 円の増額となっております。主な内容ですが、2 節、3 節、4 節で職員 3 人分の給与や手当でございます。

82 ページをお願いします。

13 節委託料で、土木積算システムの保守業務委託料として 99 万 8,000 円と、14 節で、主に使用料及び賃借料で、道路敷地 2 路線分の借地料や土木積算システム機械借り上げ等で 93 万 4,000 円をお願いするものでございます。

82 ページから 83 ページでございますが、19 節各種協議会の分担金や負担金として 131 万 4,000 円をお願いするものでございます。

続きまして、83 ページ下段から 84 ページをお願いします。

7 款 2 項 1 目道路橋梁維持費でございます。説明資料は、78 ページをお願いします。本年度予算 4,962 万円を計上しております。前年より 594 万 2,000 円の増額となっております。事業の主なものは、7 節賃金で、町道の維持管理作業による崩土や側溝の土砂取り等に係る作業員の賃金として 268 万 4,000 円を計上してございます。

13 節委託料で 749 万円の予算を計上しております。町道の草刈り費用や町道の維持工事に伴う測量設計委託費や、今年度、特に、道路台帳更新委託料として 617 万 3,000 円も計上をさせていただいてございます。

84 ページをお願いします。

14 節使用料及び賃借料で、維持管理作業に伴う小型重機借り上げ料として 30 万円をお願いしてございます。

次に、15 節町道の補修及び舗装生活関連工事として 3,000 万円と、16 節に維持補修に必要な生コンクリート、レミファルト、路面凍結防止剤等の原材料費として 400 万円の予算を計上しております。

18 節備品購入費として、作業用舗装修繕コンパクター 16 万 2,000 円を計上させていただいてございます。

続きまして、84 ページで、2 目道路橋梁新設改良費でございます。説明資料は、78 ページ下段から、79 ページをお願いします。

本年度予算 3 億 7,621 万 4,000 円を予算計上しております。前年より 1,868 万 9,000 円の増額となっております。2、3、4 節で職員 3 名分の給料や諸手当を計上しております。

次に、８４ページ下段から８５ページ上段で、委託料１，０５１万円を計上しております。これにつきましては、將軍橋、黒沢橋、真国橋の橋梁修繕工事委託料や、町道白龍東西線、町道改良の測量設計委託料でございます。

次に、工事請負費で３億４，１５１万円を計上しております。町道平中通り２号線、ほか３路線の改良工事、長谷川、柴目川、中津川の河川改修工事や上ノ城トンネル照明改良工事、町道ワノクラ線の舗装補修工事、三本松トンネル修繕工事、海南鋼管団地ほか１件の排水工事、黒沢橋、一ノ瀬橋の橋梁修繕工事、坂の谷川の改修工事等でございます。

１７節公有財産購入費で１１万円を計上しております。町道白龍東西線、道路改良工事の用地買収費でございます。

続きまして、８６ページ下段をお願いします。

７款４項１目公園費でございます。説明資料は８０ページをお願いします。今年度予算５９万６，０００円を予算計上しております。前年より１万円の増額となっております。

８６ページ下段から８７ページをお願いします。

事業内容につきましては、１２節役務費で、浄化槽法定検査及び清掃手数料、遊具点検手数料等で４１万１，０００円、それから１３節委託料で、浄化槽保守点検委託料で５万７，０００円を計上しております。

続きまして、８７ページ下段をお願いします。

７款５項１目建設残土処理費でございます。説明資料は８０ページをお願いします。本年度予算２，７７９万２，０００円を計上しております。前年度より３３８万７，０００円の減額となっております。予算の主なものは、２節、３節、４節で職員１名の給料や諸手当を計上しております。

続きまして、８８ページでございます。

１３節委託料で、受け入れた残土の敷きならしや転圧をしていただく作業や、管理棟で搬入車両の重量や計測、伝票管理、また搬入路のじんあい防止の散水作業等、合計委託料１，４５１万円を計上しております。

次に、１５節工事請負費については４１６万９，０００円を計上しております。処理場内の盛り土の量に伴う縦排水等の工事と、今回、トラックスケール、いわゆる電子計量機の更新を計画しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、私からは、7款土木費の企画管財課に係る予算について御説明を申し上げます。

予算書の85ページをお開きください。予算説明資料では、79ページから80ページでございます。

予算書下段の7款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費でございます。本年度1,910万9,000円、前年比140万6,000円の増額となっております。これにつきましては、町営住宅の修繕料で176万2,000円の増額、町営住宅の空き室用の合併浄化槽の清掃手数料で45万9,000円の増額及び人件費86万5,000円の減額が主な要因となっております。

続いて、85ページから86ページにかけてでございますが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、職員1名の人件費でございます。

11節需用費で、修繕料476万2,000円を計上してございます。これにつきましては、町営住宅設備の修繕費用に350万円及び福井第2団地の1室の明け渡しに伴う修繕料126万2,000円でございます。

次に、12節役務費で、清掃手数料45万9,000円を計上してございます。これにつきましては、町営住宅の空き室用の合併浄化槽の清掃手数料でございます。

続いて、13節委託料のうち、雑草等刈り取り委託料10万8,000円、これにつきましては、町営住宅の敷地内の草刈り業務を委託するため、雑草等刈り取り委託料を計上してございます。

続いて、14節使用料及び賃借料でございますが508万8,000円を計上してございます。これにつきましては、町営住宅14団地等の借地料でございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） それでは、予算書８８ページから９３ページまで、８款消防費、１項消防費、１目常備消防費と、２目非常備消防費、３目水防費について、前年度と比較しながら、重立ったもののみ御説明をさせていただきます。

説明資料は、８１ページから８８ページとなります。

予算書の８８ページをお開きください。

１目常備消防費であります２５７万２,０００円減額の３億２,７６４万４,０００円でございます。まず、２節給料が４４７万９,０００円の減額、３節職員手当の２２８万４,０００円の減額ですが、職員３７名分でございます。

８９ページをごらんください。

９節旅費が８７万２,０００円減額の８１万７,０００円です。今年度は、県消防学校初任教育と、新規救急救命士養成研修予定がないためでございます。

次に、１２節役務費が５９万６,０００円増額の２２８万円です。５年ごとに必要な無線局免許申請及び定期検査手数料と、空気酸素ボンベ検査手数料の増額によるものでございます。

９０ページをお開きください。

１３節委託料が５２万３,０００円増額の９０万７,０００円でございます。半自動式除細動器等、救急資機材の保守点検委託料を計上させていただいたためでございます。

次に、１８節備品購入費が６０３万７,０００円増額の１,０３４万３,０００円でございます。Ｊアラート新型受信機への更新、救急支援車の更新、バイクの購入費用が増額の主な要因でございます。

９０ページ下段から９１ページにかけて、ごらんください。

１９節負担金、補助及び交付金は３２１万６,０００円減額の１,１４２万円でございます。９節旅費でも申し上げましたが、県消防学校初任教育と、新規救急救命士養成研修予定がないことにより、負担金減額が主な要因でございます。

次に、９１ページ下段をごらんください。

２目非常備消防費であります２,１９６万６,０００円増額の９,２１４万７,０００円でございます。８節報償費ですが、勤務年数の長い退団者が増加してきたことから、退職報奨金を３００万円増額し１,８００万円とさせていただきました。

９２ページをお開きください。

１１節需用費が３３３万２,０００円増額の６２４万７,０００円でございます。今年

度、初めて開催予定であります、実放水によりますポンプ操法大会に関する消耗品と、各分団へのこぎりとなたを追加配備するための費用が、増額の主な要因でございます。

13節委託料が163万2,000円増額の225万9,000円、15節工事請負費が1,429万8,000円でございます。休校中の長谷毛原中学校体育倉庫を、第14分団第1部の消防格納庫に改築するための費用が増額の要因でございます。

14節使用料及び賃借料が46万円増額の73万6,000円ありますが、ポンプ操法大会と分団長研修に伴いますバス借り上げによるものでございます。

93ページをごらんください。

18節備品購入費が127万5,000円減額の1,559万1,000円、19節負担金、補助及び交付金が38万4,000円減額の1,434万3,000円です。施設用備品の導入予定がないためでございます。

次に、3目水防費ですが10万4,000円増額の29万3,000円でございます。

11節需用費24万9,000円は、土のう袋とブルーシート、関東ジョレンの購入費用であります。

16節原材料費は4万4,000円、砂の購入費用でございます。

以上、簡単でございますが御説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（美野勝男君） 次に、第9款から最後まで説明を願います。

教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長（湯上章夫君） それでは、私のほうから、9款教育費のほうを説明させていただきます。大きく変更したところのみ、主に説明させていただきます。予算説明資料は89ページから110ページまでの間でございます。

1項1目教育委員会費、こちらは4万3,000円の減額でございます。この目は、教育委員の活動に係る費用でございます。1節報酬は、教育委員4名分です。本年度より5万円の減額は、教育委員長という職が、この3月16日以降になくなりますので、皆様方委員ということになります。

続きまして、94ページをごらんください。

事務局費でございます。1,108万4,000円の増額でございます。こちらのほう

は、私たち事務局などが、職務に従事するために係る費用でございます。本年度への増額の要因は、職員の人件費によるものでございます。

続きまして、3目教育諸費408万5,000円の増額でございます。この目は、子供たちを周りから支援する取り組みの費用です。教育支援員の設置、スクールバス運営、学校夢づくり事業などがございます。1節報酬費で、報酬で本年度より60万円の減額は、外国人語学指導助手報酬で、これは、来年度1人交代の予定でございます。これは、経験年数によりまして、報酬にも差がございますので変化があります。13節で新たなものとして、水銀医療費廃棄物処理費用です。これは、学校で使用している血圧計、体温計を廃棄する費用でございます。それと、雑草等刈り取り費用です。ほかの科目でもございましたが、これ、同じ取り組みで、柴目長谷分校、長谷毛原中学校、旧毛原小学校分です。

続きまして、18節でございます。備品購入費、これは、スクールバスの毛原線でございます。毛原線が14人乗りになるんですけども、本年の乗車が、子供さんが8名でしたが、来年度は12名になります。現在の10人乗りでは対応できないことから、購入させていただきたいと考えます。

同じく19節でございます。97ページへも続いております。新たなものといましては、県へき地複式教育研究大会負担金です。これは、海草地方を含む北ブロックで開催されます。その際の負担金でございます。それと、外国人語学指導助手負担金です。先ほども申しましたが、来年度、1名交代する予定で、渡航、日本でのオリエンテーション、移動に係る費用でございます。

続きまして、2項小学校費でございます。この節は、小学校3校の管理運営の費用です。生徒数は、本年度より15人多く、284人となる見込みでございます。1目学校管理費487万9,000円の減額です。

98ページをお開きください。

12節のほうで役務費では、尿、便検査の費用が増加しております。これは、より正確に早くわかる検査に変更したいと考えます。また、計量器の定期検査費用といたしまして、2年に1度実施しております体重計の定期検査でございます。

続きまして、13節委託料、99ページにも続いております。大きく減額している理由は、本年度、下神野小学校空調設備工事の設計監理委託業務という大きな費用がございました。それが、なくなった分でございます。15節、これも工事費用が少なくなっ

ております。これは、今、言ったように下神野小学校の空調設備工事があったせいでございます。

続きまして、2目教育振興費536万9,000円の増額でございます。こちらは、11節で需用費のほうで消耗品が、本年度より増加しております。これは、教材費の需要がふえたことと、ICT教育推進のための消耗品がふえております。14節使用料及び賃借料と15節工事請負費の増額は、どちらもICT推進のための機器の充実と環境整備、回線工事の費用でございます。18節備品購入費、本年度よりは減額となっております。これは、本年度実施しました野上小学校ICT関連機器です。学校規模が大きかったので、総額も大きかったということでございます。

続きまして、100ページをごらんください

3項中学校費です。この項は、中学校2校の管理運営に関する費用で、生徒数は本年度より12名少ない134人となる見込みでございます。

1目、学校管理費でございます。この目は、2つの中学校の管理費で中学校の生徒数は昨年度より45人少ない145人となる見込みでございます。1目学校管理費304万7,000円の減額です。これは、13節委託料で、本年度、美里中学校体育館、多目的トイレ整備工事の設計監理という業務があったためです。15節のほうでも減額となっております。これも、野上中学校コンピューター室空調工事と、美里中学校の多目的工事、この2件があったからでございます。

続きまして、2目教育振興費679万円の増額でございます。こちらは、11節の需用費です。こちら、小学校と同じく教材費の需要がふえました。あと、ICT教育推進のための消耗品代でございます。12節役務費、13節委託料、14節使用料及び賃借料、こちら、ICT教育推進のための費用で、来年度、新たに取り組んでいく事柄です。

102ページをごらんください。

9款4項社会教育費、1項社会教育総務費400万3,000円の減額です。この目は、社会教育委員の活動、成人式の開催、公用車管理等に関する費用でございます。主な減額の要因は、職員の人件費分でございます。中で、9節旅費は、社会教育主事講習会というのがございまして、これが、近畿地区で持ち回りで開催されており、来年度、和歌山県が開催地であり、そちらのほうへ1名の受講を考えております。

103ページに移ります。

1 1 節需用費、本年度と違うところは、電気、水道代の項目がふえております。これは、現在のセミナーハウス未来塾で必要なものでございます。同じく1 2 節役務費、浄化槽法定検査、清掃手数料も、現在のセミナーハウス未来塾で必要なものでございます。同じく1 3 節委託料、1 4 節使用料及び賃借料、こちらも、現在のセミナーハウス未来塾の浄化槽維持管理委託と借地料を入れております。

1 9 節負担金及び交付金、先ほど申しました、和歌山で開催される社会教育主事講習会への参加負担金が新たに入っております。

続きまして、2 目生涯学習振興費でございます。1 0 3 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。この目は、生涯学習振興のための各種講座、教室の運営費、町民大学講座などの開催の費用でございます。

1 0 4 ページをごらんください。

1 9 節の負担金、補助金及び交付金で、来年度、文化協会の補助金です。2 年に1 回、研修会を開催し、その際のバスの運行の費用の増加でございます。また、本年度の9 月の議会で補正いただきました、世界民族祭の補助金1 0 0 万円の増額でございます。

続きまして、3 目公民館費9, 8 5 9 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。こちらは、3 つの公民館の活動と管理に関する費用です。減額の要因は、本年度、工事費で空調の新設、エレベーターの改修に大きな費用をいただいたからでございます。あと、変更点といたしまして、1 1 節の修繕費として、本年より増加していますのは、中央公民館2 階のトイレの洋式化、小川・志賀野地区公民館のトイレの洋式化、あと、志賀野地区公民館玄関の照明の修繕でございます。

1 3 節委託料、1 0 5 ページにも続いております。変化していますのは、本年度、整備いたしました新しい空調機の保守点検、フィルター清掃分が新たになっております。続きまして、4 目人権教育費でございます。8 4 2 万 6, 0 0 0 円の減額です。この目は、人権が尊重される社会を実現できるよう、取り組むための費用でございます。減額の大きな要因は、職員の人件費でございます。

続きまして、1 0 6 ページをごらんください。

5 目文化財保護費でございます。この目は、町内の文化財の保護を目的とした活動の費用でございます。本年度と同じ内容でございます。

続きまして、6 目放課後子供総合プラン事業費です。この目は、放課後、児童の安全・安心の居場所を提供し、交流事業等を行い、健全な児童の成長に寄与する活動を行います。

す。内容といたしましては、本年度と同様です。

7目みさと天文台管理運営費102万9,000円の増額です。この目は、専門的で高度な施設・設備を最大に活用し、天文、また地球、また紀美野町に興味を持ってもらい、創造性豊かな人生に寄与するための活動の費用でございます。

107ページをごらんください。

11節需用費でございます。大きく増額していますのは、修繕費で大型望遠鏡の鏡面の再メッキを、ことし初めて行い取り組みます。費用といたしましては452万5,000円となります。13節委託料では、新たに施設周辺をよりよき環境にするため、雑草等の刈り取り費用68万7,000円を計上しております。役場内のほかの施設と同じような、環境整備費用でございます。

108ページをごらんください。

8目文化センター管理運営費でございます。426万4,000円の増額です。8節報償費で、本年度より、約半額になっております。これは、本年度より取り組みで、職員の技術習得で、この技術をカバーできるということがふえました。また、内容を精選いたしましたので、減額になっております。

13節委託料、これは109ページにも続きます。本年度より増額していますのは、機器等の保守点検で、みさとホールの聴講、音響室の整備環境を改善するため、129万6,000円を計上しております。また、18節で備品購入費、これは、今、言いました13節で聴講、音響室の環境改善の際、機器を入れかえます。入れかえる機材として考えておりますのは、アンプ、ミキサー、イコライザー、ホールのメーンスピーカーです。あと、これに公用車1台の購入を考えております。19節使用料及び賃借料、こちらでは、みさとホールを活用したまちづくりプロジェクト補助金241万6,000円です。本年度より、事業等が軌道に乗り、開催した各イベントの継続と発展、新たな方向性の具体化をしていくため、増額しております。

9目真国区民センター管理運営費48万5,000円の減額です。主な要因は、11節の需用費で、本年度、カーテンの修理をさせていただきました。

110ページをごらんください。

目の名前はないんですけども、セミナーハウス未来塾管理運営費が、廃目としています。

順番が逆になりました。失礼しました。

10目自然体験世代交流センター管理運営費でございます。12万9,000円の減額です。需用費の中で、電気代を本年度より減額しています。ほかに、大きな変更点はありません。

111ページをごらんください。

保健体育総務費142万1,000円の減額です。この目は、スポーツ少年団体育協会事業、ジュニア駅伝大会、ゲートゴルフ・パークゴルフ大会、ふれあいマラソン大会を通し、スポーツに親しむ環境づくりをしていきます。本年度よりの減額の要因は、本年度、公用車を購入させていただきました。

112ページをごらんください。

2目体育施設管理運営費でございます。13万6,000円の増額です。この目は、スポーツ公園、農村センター、武道館等の維持管理費でございます。11節で修繕料といたしまして、スポーツ公園のグラウンドの環境を改善、また、防球ネットの補修などを行いたく、本年は増額しております。13節委託料で、雑草等刈り取り委託料でございます。本年度、増額しております。

また、あと、各年に実施しております特殊建築物報告調査業務を、こちらのほうで計上しております。

以上、簡単ではございますが、教育課関連の説明とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長(美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長(井村本彦君) それでは、113ページをお願いします。

10款1項公共土木施設災害復旧費でございます。本年度、12万円を予算計上しております。この科目については、災害に備えての科目設定でございます。同じく、10款2項1目農地農業用施設災害復旧費と2目林業施設災害復旧費についても、災害に備えての科目設定でございます。

以上、簡単ではございますが予算の説明とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) 11款公債費からの説明とさせていただきます。

予算書の114ページをごらんください。

11款公債費、1項1目の元金では6,018万8,000円の増額の12億181万1,000円の計上でございます。2目の利子では990万2,000円減額の6,057万5,000円を計上してございます。

次に、12款諸支出金、1項1目の財政調整基金費は41万9,000円増額の248万3,000円、2目の減債基金費は1,000円増額の3万1,000円、3目のふるさと創生基金費、前年度と同額の2,000円、4目の土地開発基金費2,000円増額の4万円、5目の河川浄化推進事業基金費は1,000円減額の6,000円、6目の上芝貞雄文化・教育振興基金費は2,000円増額の3万7,000円。

115ページにわたりまして、7目の地上デジタル放送中継施設基金費は2,000円減額の6万9,000円、8目の合併振興基金費は4万9,000円増額の119万9,000円、9目のふるさとまちづくり応援基金費は7,000円増額の501万7,000円、10目の福祉基金費は前年度と同額の1万2,000円、11目の瀬藤基金費は3,000円減額の2,000円、12目の中山間ふるさと水と土保全対策基金積立金は1,000円増額の2万1,000円を計上してございます。

最後に、13款予備費、1項1目の予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円を計上してございます。

なお、116ページから120ページにかけましては、給与費明細書、121ページには、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書、122ページには、債務負担行為に関する調書をつけておりますので、御高覧賜りたいと存じます。

それでは、恐れ入りますが、7ページに戻っていただきたいと思います。

7ページ上段、第2表債務負担行為でございます。

紀美野町土地開発公社が借り入れする事業資金の債務保証の件について、期間は、平成30年度から平成34年度まで、限度額は公共用地先行取得事業等資金2億円及びこれに対する約定利息並びに遅延利息の合計額でございます。

第3表地方債でございます。

起債の目的の欄の一般単独事業債は、限度額を1億4,610万円とし、辺地対策事業債では限度額を4,710万円に、過疎対策事業債では限度額を2億9,950万円に、臨時財政対策債では限度額を2億円とし、合計で6億9,270万円の限度額を設定す

るものでございます。起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行としております。利率につきましては3.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により銀行、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借りかえることができる、とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成30年度一般会計当初予算における説明とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長（美野勝男君） 以上で、説明が終わりましたが、説明漏れ等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 3時22分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 3時38分)

◎日程第38 議案第35号 平成30年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について

◎日程第39 議案第36号 平成30年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について

◎日程第40 議案第37号 平成30年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（美野勝男君） 日程第38、議案第35号、平成30年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第39、議案第36号、平成30年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について及び日程第40、議案第37号、平成30年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について、一括議題とします。

説明をお願いします。住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) それでは、国民健康保険特別会計から説明させていただきます。

説明資料の 1 1 2 ページ、お開きください。議案書は 1 2 3 ページです。

議案第 3 5 号、平成 3 0 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算。

平成 3 0 年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 2 億 3, 2 2 6 万 6, 0 0 0 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条、地方自治法第 2 2 0 条、第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の款の流用。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出の内容について、予算事項別明細書によって説明を申し上げます。

1 2 9 ページ、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、本年度 2 億 2, 2 1 4 万 6, 0 0 0 円、前年度比 2 3 2 万 6, 0 0 0 円の増額です。

2 目退職被保険者等国民健康保険税で、本年度 2 1 2 万 5, 0 0 0 円、前年度比較 6 8 4 万 3, 0 0 0 円の減額です。

次のページ、国民健康保険税、総額では前年度比 4 5 1 万 7, 0 0 0 円の減額の 2 億 2, 4 2 7 万 1, 0 0 0 円となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料で 1, 0 0 0 円を計上しております。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金で、本年度 8 億 4, 0 8 4 万

9,000円で、前年度比7億7,655万4,000円の増額となっております。これは、平成27年5月27日に成立した、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法等の一部を改正する法律に伴い、平成30年度から、都道府県が国保の財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営の中心的な役割を担う制度に変わります。そのため、国から交付金は、各市町村定率のものは全て県に入り、国費と県費、合わせて県支出金として交付されるためでございます。

3款県支出金、2項財政安定化基金支出金、1目財政安定化基金交付金は1,000円を計上しております。

次に、表示の3款県支出金、廃項県負担金につきましては、県が国保の財政運営の主体となることに伴い、高額医療費共同事業が廃止されること、また、特定健康診査等負担金は、先ほどの説明いたしました3款1項1目2節特別交付金として交付されるため、県負担金の項を廃止し、整理したものでございます。

131ページの4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度は23万円、前年度比16万3,000円の増額でございます。これは、財政調整基金の預金利子でございます。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金でございます。本年度1億2,188万7,000円でございます、前年度比1億478万5,000円の減額です。この減額の主な要因につきましては、6節のその他一般会計の減額です。この減額の主な要因につきましては、済みません、6節のその他一般会計繰入金のうち、赤字補填に係る法定外繰入金の減額によるものでございます。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございます。本年度は4,379万2,000円でございます、前年度比較皆増でございます。これは、赤字補填に係る財源を、一般会計からの繰入金ではなく、当該基金からの繰入金とするものでございます。

132ページ、お願いします。

6款繰越金、1項1目前年度繰越金、前年度と同額の1,000円を計上しています。

7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、前年度と同額の20万円でございます。

以降、133ページにわたり、廃止、整理した歳入科目を表示しております。これにつきましても、先ほど御説明したとおり、国保制度改正によるものでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次に、１３４ページをごらんください。

歳出でございます。

１款総務費、１項１目一般管理費でございます。本年度２,４９１万３,０００円、前年度より５４０万４,０００円の減額です。主な減額要因は、国保担当の配置がえによるもの、また、国保制度改正に伴う電算システム改修が、平成２９年度完了に伴い、委託料の減額となったものでございます。

次に、１３５ページ、お願いします。

１款総務費、２項１目賦課徴収費、これは国保税の賦課及び徴収に係る予算で、前年度比較３０万５,０００円増額の１７７万２,０００円を計上しています。

次、１款３項１目運営協議会費でございます。これは、国民健康保険運営協議会に係る予算でございます。前年度と同額の９万５,０００円となっております。

２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費、これは一般被保険者の疾病、負傷に対する保険者負担費用で７億３６９万７,０００円、２目退職被保険者療養給付費、退職被保険者の疾病、負傷に対する保険者負担費用で５０６万７,０００円計上いたしております。

次に、１３６ページ、お願いします。

３目一般被保険者療養費１,３６４万２,０００円、これは、一般被保険者の柔道整復、マッサージ、鍼灸等に対する保険者負担費用でございます。４目退職被保険者等療養費６万７,０００円、退職被保険者の柔道整復費、マッサージ、鍼灸等に対する保険者負担費用でございます。５目審査支払手数料２５１万円、レセプトの審査手数料でございます。２款１項の合計が７億２,４９８万３,０００円で、そのうち、５目審査支払手数料を除く経費７億２,２４７万３,０００円が、県支出金の普通交付税で賄われます。

平成３０年度は、国保制度改正に伴い、予算科目が再編された関係上、予算書上の前年度比較ができませんので、口頭により、目ごとに前年度比較を申し上げます。

１目一般被保険者療養給付費は、表示のとおり１億２,８８０万３,０００円の減、２目退職被保険者療養給付費は１,７６８万３,０００円の減、３目一般被保険者療養費は１０６万６,０００円の減、４目退職被保険者等療養費は２１万６,０００円の減、５目審査支払手数料は１７万円の減で、合計しますと１億４,７９３万８,０００円の減額となります。主な減額の要因は、一般被保険者診療給付費の実績値推定による減額と、退職被保険者数の減少による、退職被保険者療養給付費の減額推計によるものでござい

す。

次に、２款保険給付費、２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費、これは、限度額を超える一部負担金について、その超えた分を保険者負担する費用で、前年度比較５,０４６万８,０００円減の９,１０５万７,０００円、減額推計によるものです。２目退職被保険者高額療養費、前年度比較６７０万８,０００円減の１０２万７,０００円、退職被保険者の減少によるものでございます。３目一般被保険者高額介護合算医療費、医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合、その超えた分を保険者が負担する費用でございまして、前年度と同額の１０万円を計上してございます。４目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましても、前年度と同額の１０万円の計上でございます。

２款２項合計は、次の、１３７ページ、前年度と比較し５,７１７万６,０００円減の９,２２８万４,０００円でございます。主な減額の要因は、一般被保険者高額療養費の実績値推計による減額と、退職被保険者数の減少による退職被保険者高額医療費の減額推計によるものです。なお、全ての費用は県支出金の普通交付税で賄われます。

２款３項１目一般被保険者移送費と２目退職被保険者移送費、これは、災害現場など特殊な場所からの重病人を移送する場合などの保険者負担費用でございまして、それぞれ、前年度と同額の１万円を計上しています。これにつきましても、全ての費用は県支出金の普通交付金で賄われます。

次の、２款６項１目出産育児一時金、前年度と同額の４２０万３,０００円を計上しています。１０件を見込んでございます。

７項１目葬祭費でございます。前年度と同額の５０万を計上しています。

次の１３７ページから１３８ページにかけての、２款保険給付費審査支払手数料は、科目再編に伴い、２款１項１目に計上しているため、廃止しております。

同様に、次の、２款保険給付費の退職被保険者療養諸費につきましても、２款１項２目と４目に、それぞれ計上しているため、廃止としております。

次の、３款国民健康保険事業給付費は、国保制度改正により、新たに創設した科目で、県において市町村ごとに所得被保険者等のシェアによる案分で決定されるもので、県への納付金でございます。

３款国民健康保険事業納付金、１項医療給付費分、１目一般被保険者医療給付費分として２億５,４３２万６,０００円、２目退職被保険者等医療給付費分として１１７万９,

000円、合計2億5,550万5,000円です。

3款2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分として6,368万1,000円、次の139ページ、お願いします。2目退職被保険者等、後期高齢者支援金等分として31万6,000円、合計6,399万7,000円です。

3款3項介護給付金分、1目介護給付金分として2,187万6,000円計上しております。

4款共同事業拠出金、1項1目共同事業拠出金は、前年度比較5,171万3,000円減の1,000円。この費用は、退職者医療該当者確認のための年金受給者一覧表提示に係るものでございます。大幅な減額要因は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業が廃止されたことによるものでございます。

5款保険事業費、1項1目疾病予防費です。これは、医療費通知書作成等の特別業務や、人間ドック等の委託料でございます。本年度1,650万8,000円、前年度より354万1,000円の増額となっております。増額の主な理由は、人間ドックの受給期間を3カ月延長し、平成31年3月29日までとしたことによる、受診者の増が見込まれるためでございます。人間ドック及び脳ドックで、90人増の345人を見込んでございます。

次の、140ページをお願いします。

5款保険事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等の事業費、本年度1,192万9,000円、前年度より183万1,000円の増額となっております。増額の主な理由は、特定健診の個別検診受診期間を1カ月延長し、1月末までとしたことによるものでございます。

7節賃金、保健師臨時雇用及び13節委託料、特定健診等データ管理業務委託料の増によるものです。個別及び集団検診で、100人増の780人を見込んでございます。

6款1項1目財政調整基金積立金、財政調整基金への積立金でございます。本年度23万となっており、利息を積み立てるものでございます。基金残高2億2,915万4,000円、平成30年3月末の見込みでございます。

141ページ、お願いします。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金は55万円、2目退職被保険者等保険税還付金は5万円、3目療養給付費等負担金償還金は1,000円、4目療養給付費等交付金償還金も1,000円、5目特定健康診査等負担金

償還金も1,000円で、7款1項合計、前年度比較9万3,000円増額の60万3,000円です。当該項につきましては、科目再編により細分化してございます。

7款2項繰出金、1目繰出金で、本年1,184万7,000円、前年度比較42万8,000円の増額となっております。この増額の主な要因につきましては、国保直営診療所特別会計への国の特別調整交付金の増額が見込まれるためでございます。

142ページにかけての、7款3目財政調整基金積立金は、先ほど説明いたしました6款1項1目に科目再編しましたので、廃目整理しております。

次の、8款予備費、1項1目予備費は100万円でございます。前年度比較900万の減となっております。これは、平成30年度から医療給付費は全額県支出金で賄われるためでございます。

次の、後期高齢者支援金等は、138ページの3款2項1目及び2目、143ページにかけての前期高齢者給付金等については、同じく138ページの3款1項1目に、県への納付金として含まれておりますので、廃款整理しております。

次の、老人保健拠出金については、制度廃止のため、廃款整理しております。また、最後の介護納付金につきましても、139ページの3款3項1目に、県への納付金として含まれておりますので、廃款整理しております。

これ以降のページ、144ページから148ページにかけまして、当該特別会計に係る職員の給与費明細書を添付させていただいております。後ほど、ごらん賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で、平成30年度国民健康保険事業特別会計予算の説明といたします。

続きまして、国民健康保険診療所事業特別会計について、御説明をさせていただきます。説明資料は124ページをお開きください。

それでは、予算書の149ページをごらんください。

議案第36号、平成30年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

平成30年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,008万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出の内容について、予算事項別明細書にて御説明を申し上げます。

154ページをごらんください。

歳入です。

1款診療収入、1項1目外来収入でございます。本年度3,984万円、前年度に対しまして436万2,000円の増額でございます。平成28年度実績に基づく推計により、増額としたものでございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項1目文書料につきましては、前年度に対しまして4万8,000円の減額の33万6,000円を計上しております。この予算につきましては、介護保険主治医の意見書作成及び診断書作成手数料でございます。

次、3款県支出金、1項1目へき地診療所対策費補助金97万4,000円でございます。長谷毛原診療所及び国吉診療所で購入を予定しています、印字機能付分包機に対する補助金でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、本年度3,686万4,000円、前年度より80万6,000円の減額です。主な要因といたしましては、歳入での外来収入の増額推計に起因し、減額をいたしたものでございます。

2目国民健康保険事業特別会計繰入金は、本年度1,184万7,000円で、前年度比較122万8,000円増額でございます。平成28年の実績値をもとに推計してございます。

155ページ、5款繰越金、1項1目繰越金、前年度と同額の10万円を計上しております。

次の、6款諸収入、1項1目雑入につきましては、前年度より12万減額の12万4,000円を計上しております。平成28年度の実績値をもとに計上しております。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

それでは、156ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費でございます。この予算は、町内の診療所6施設を運営するための人件費、施設維持経費、各種業務委託費、関連団体負担金が主なものでございます。本年度予算額6,054万9,000円、前年度と比べて409万1,000円の増額となっております。この増額の主な要因につきましては、平成29年度診療

報酬請求事務用コンピューターの更新によりまして、１５７ページの１３節委託料、電算システム保守委託料の増額及び１８節備品購入費、施設用備品で、各診療所に設置してあるＡＥＤ機器の耐用年数経過による更新に係る費用で、本年度より、パッドやバッテリーの使用期限切れを防ぐため、保守を含めた８年パックとして購入するものでございます。

１５８ページ、２款医療費、１項１目、医療用機械機器費でございます。本年度予算額４３５万２,０００円で、前年度より１０４万円の増額となっております。この増額につきましては、１２節役務費において、２年に１回検査を義務づけられております、計量機器定期検査手数料８,０００円及び１８節備品購入費、医療用備品で国吉及び長谷毛原診療所の印字機能付分包機購入のため１０３万２,０００円増額となるものでございます。

２目医療用消耗品費、前年度と同額の８５万８,０００円、３目医療品衛生材料費、前年度と同額の２,２５４万８,０００円、４目検査費、前年度と同額の５６万１,０００円、５目研究研修費、前年度と同額の１万円でございます。

３款予備費、１項１目予備費で前年度と同額の１００万円の計上です。

これ以降のページ、１５９ページから１６３ページにかけて、当特別会計に係る職員の給与費明細書を添付させていただいております。後ほど、御高覧賜りますよう、よろしくお願いいたします。

これで、平成３０年度国民健康保険診療所事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、紀美野町後期高齢者医療特別会計について御説明させていただきます。

説明資料の１３１ページをごらんください。予算書は、１６５ページをお願いします。

議案第３７号、平成３０年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算。

平成３０年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億４,６９７万７,０００円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

平成３０年２月２８日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出の内容について、予算事項別明細書にて御説明を申し上げます。

170ページ、歳入でございます。

1款保険料、1項1目後期高齢者医療保険料、本年度9,915万7,000円、前年度比較356万2,000円の増額となっております。内訳としましては、1節現年分において、前年度より371万9,000円の増額の9,843万9,000円、2節滞納繰越分において、前年度より15万7,000円減額の72万円でございます。

2款使用料及び手数料、1項1目督促手数料で1,000円を計上してございます。

3款国庫支出金、1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金118万8,000円、標準システム、これは広域連合における保険料軽減特例の見直しに伴う市町村システムの改修費でございます。100%の補助となっております。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、本年度2億4,652万5,000円、前年度比較55万3,000円の減額、職員の給与の繰入金の減によるものでございます。

次の、171ページの5款繰越金、1項1目繰越金、前年度と同額の10万円の計上でございます。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、2目加算金、3目過料につきましては、それぞれ1,000円計上してございます。

6款諸収入、1項1目雑入につきましても1,000円を計上してございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次に、172ページ、歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費でございます。本年度1,371万4,000円で、前年度と比較しますと152万3,000円の減額となっております。異動に伴う給与、職員手当等、共済費の減額が主な要因でございます。

172から173ページに続きまして、1款2項1目徴収費、本年度242万で、前年度比較111万5,000円の増額です。13節電算システム改修費及び電算処理委託料の増によるものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。本年度3億2,954万3,000円で、前年度比較460万5,000円の増額でございます。

3款諸支出金、1項1目保険料還付金で、前年度と同額の30万円、4款予備費、1項1目予備費で、前年度と同額の100万円を計上してございます。

これ以降のページ、174ページから175ページにかけて、当特別会計に係る

職員の給与費明細書を添付させていただいております。後ほど、ごらん賜りますようお願いいたします。

以上で、平成３０年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

以上、御説明させていただきました３つの特別会計当初予算につきまして、御審議の上、原案どおり御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。これで終わります。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

◎日程第４１ 議案第３８号 平成３０年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について

○議長（美野勝男君） 日程第４１、議案第３８号、平成３０年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について、議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、湯上君。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） それでは、予算書の１７９ページをお開きください。

議案第３８号、平成３０年度紀美野町介護保険事業特別会計予算。

平成３０年度紀美野町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１６億８,０９７万８,０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条、地方自治法第２００条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

２、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成３０年２月２８日提出 紀美野町長 寺本光嘉

議案第10号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明でも申し上げましたとおり、平成30年度から32年度の3年間の第7期では、前期より第1号被保険者の保険料基準額を、わずか80円ですが減額しておりまして、予算案もこれを反映して計上させていただいております。

それでは、予算書184ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

それでは、目ごとに説明させていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料は2億9,340万1,000円の計上です。

2款1項の手数料につきましては、昨年同様の2,000円です。証明手数料と、督促手数料の科目設定です。

3款1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は2億7,836万4,000円で、介護給付費の施設分の15%と、施設以外分の20%に相当するものです。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金は1億6,044万1,000円の計上です。これは、介護給付費と総合事業は減少の見込みですが、調整交付金率の年齢の細分化等の改正により、前年度までの9.7%から、今回10%へと想定したためです。

2目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業の880万9,000円です。これは地域支援事業のうち、介護予防日常生活支援総合事業の20%分で、事業費の増額見込みに伴うものです。

3目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業以外の935万7,000円は、地域支援事業のうち、包括的支援事業任意事業の38.5%分で、前年度までの39%から制度改正に伴う変更ですが、事業費の増額見込みに伴う増額の計上です。

4目介護保険事業費補助金の118万8,000円は、平成30年8月の制度改正に伴うシステム改修費の2分の1です。

続く、185ページをごらんください。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は4億2,130万1,000円の計上で、介護給付費の27%に相当するものです。続く、2目、地域支援事業支援交付金は1,189万3,000円の計上で、地域支援事業のうち、介護予防日常生活支援総合事業の27%に相当するものです。この1目、2目とも、前年度までの28%から、制度改正に伴い変更されたものです。

次に、5款1項県負担金、1目介護給付費負担金は2億2,875万7,000円は、

介護給付費の施設等分の17.5%と、施設以外分の12.5%に相当するものです。2項県補助金、1目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業の550万6,000円で、地域支援事業のうち、介護予防日常生活支援総合事業の事業費の12.5%です。

続く、2目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業以外の467万8,000円は、地域支援事業のうち、包括的支援事業、任意事業の19.25%に相当するもので、これは、前年度までの19.5%から、制度改正に伴い変更されたものです。

続いて、186ページをごらんください。6款1項1目、利子及び配当金は1万1,000円で介護給付費準備基金の利子を計上したものです。

7款1項1目介護給付費繰入金は1億9,504万6,000円です。これは、介護給付費合計の12.5%に相当するものです。2目地域支援事業繰入金介護予防日常生活支援総合事業の550万6,000円及び3目地域支援事業繰入金介護予防日常生活支援総合事業以外467万8,000円は、前のページ、185ページの5款2項の県補助金と同様となっております。

戻っていただいて、次に、4目事務費繰入金は3,444万3,000円です。続く、5目低所得者保険料軽減繰入金は418万5,000円で、保険料段階のうち第1段階の軽減のためのものです。

8款1項1目繰越金は、昨年同様1,000円を計上しております。

続いて、187ページをごらんください。

9款1項延滞金加算及び過料も、昨年同様2,000円を計上しております。また、2項雑入、1目滞納処分費、2目第三者納付金、3目返納金も、それぞれ昨年同様1,000円を計上しております。

次の、4目雑入は1,340万6,000円で、主なものは介護予防支援計画と介護予防ケアマネジメントの作成報酬によるものです。

以上、簡単ではございますが、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

188ページをごらんください。

1款総務費、1項1目一般管理費3,464万3,000円の計上です。13節では、平成30年8月の制度改正に伴うシステム改修委託料を、新たに計上いたしました。また、前年度は介護予防支援業務委託料に介護予防ケアマネジメント委託料を含めており

ましたが、本年度から分けて計上いたしました。

次に、１８９ページをごらんください。

２項１目賦課徴収費１０１万８,０００円です。

続く、３項１目介護認定審査会費３７１万９,０００円です。

１９０ページをごらんください。

２目認定調査等費は８,６１０万円で、減額の主な要因は議案第３１号の平成２９年度の介護保険事業特別会計補正予算（第５号）の説明でも申し上げたとおり、前年度計上した、介護支援専門員資格を持つ認定調査員の雇用見込みをしていないためです。

次に、２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費は３,８０１万２,０００円減額の５億２,３４０万８,０００円で、現状の給付から、認定者数の減少と地域密着型サービスへの移行を見込んだものです。２目、地域密着型介護サービス給付費は２,７３３万５,０００円増額の２億３万６,０００円で、２９年７月に開設した小規模多機能型居宅介護事業所の１年間の給付を見込んだものです。

続く、１９１ページの３目施設介護サービス給付費は５億８,８００万円、４目居宅介護福祉用具購入費は２１８万６,０００円、５目居宅介護住宅改修費は５５５万円、６目居宅介護サービス計画給付費は６,４５６万８,０００円で、この３目から６目につきましては、現状の給付から推計したものでございます。

次に、２項介護予防サービス等諸費、１目介護予防サービス給付費は２,０２７万２,０００円減額の２,５８５万７,０００円で、減額の主な要因は、前年度１年間の移行期間を経て、平成３０年４月から、介護予防通所介護と介護予防訪問介護が介護予防日常生活支援総合事業に、全て移行となるためです。

２目地域密着型介護予防サービス給付費は２６７万４,０００円、３目介護予防福祉用具購入費は４７万４,０００円、続く、１９２ページをごらんください。４目介護予防住宅改修費は３８３万７,０００円で、この２目から４目につきましては、現状の給付から推計したものでございます。

５目介護予防サービス計画給付費１３４万７,０００円増額の８０４万８,０００円は、前年度で減少すると見込んだところ、補正増額が必要となったためです。これは、総合事業に移行しても、福祉用具の貸与等のサービス利用の場合、計画は移行しないためです。

次に、３項１目審査支払手数料は１３５万１,０００円で、現状から推計したもので

ございます。

4項1目高額介護サービス費は3,830円で、これも現状から推計したものです。

5項1目高額医療合算介護サービス費は560万円で、これも現状からの推計でございます。

193ページをごらんください。

6項1目特定入所者介護サービス等費は9,024万4,000円、2目特定入所者介護予防サービス等費は24万2,000円です。これも、ともに現状から推計したものでございますが、1目は認定者数の減少や小規模多機能型居宅介護への利用移行等による、ショートステイ利用の減少が要因と考えております。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費は1,035万5,000円増額の3,037万2,000円です。これは、2款2項1目介護予防サービス給付費で申し上げたように、前年度1年間の移行期間を経て、平成30年4月から介護予防通所介護と介護予防訪問介護が、介護予防日常生活支援総合事業に、全て移行となるためです。

2目介護予防ケアマネジメント事業は530万4,000円で、現状から推計したものです。

次に、194ページにわたります2項1目一般介護予防事業費は825万6,000円で、主なものは職員1名の人件費です。

次に、3項包括的支援事業任意事業費、1目総合相談事業費は692万5,000円で、主なものは、これも職員1名の人件費です。

次に、195ページの2目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は781万5,000円で、これも主なものは職員1名の人件費です。

次の、196ページにわたります、3目任意事業は264万8,000円減額の549万4,000円で、主な要因は介護用品の支給要件の変更によるものです。

4目在宅医療介護連携推進事業費222万5,000円増額の225万5,000円です。これは、従来県の予算で開設いたしました、海南・海草在宅医療サポートセンターが、介護保険法の改正により、平成30年度から市町村が取り組むこととなっているため、海南市と共同で、同事業所に在宅医療介護連携事業の委託を予定しているものです。

5目生活支援体制整備事業費は20万円で、地域包括ケアシステム構築のための協議体に係るものです。

次の、１９７ページにわたります、６目認知症総合支援事業費は１５１万５,０００円増額の１６１万５,０００円です。増額の主な要因は、認知症初期集中支援チームの立ち上げに伴う謝礼と、公用車の購入です。

４項その他諸費、１目審査支払手数料は１７万１,０００円で、現状から推計したものです。

４款基金積立金、１項１目介護給付費準備基金積立金は２７０万２,０００円増額の２７０万６,０００円は、実績からの推計です。

５款諸支出金、１項１目保険料還付金は、昨年同様５０万円で、保険料の払い戻しの費用です。

６款予備費、１項１目予備費は１００万円を計上しています。

以上、簡単ではございますが、平成３０年度紀美野町介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

◎日程第４２ 議案第３９号 平成３０年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について

○議長（美野勝男君） 日程第４２、議案第３９号、平成３０年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について、議題とします。

説明を願います。産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長（米田和弘君） それでは、２０５ページをごらんください。

議案第３９号、平成３０年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算。

平成３０年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５,４８１万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

平成３０年２月２８日提出 紀美野町長 寺本光嘉

２１０ページをごらんください。

2、歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目観光施設等使用料 3,040 万円は、オートキャンプ場、パークゴルフ場、バーベキューサイトなどの使用料で、前年度より 90 万円の減、2 目農林業施設使用料、本年度 80 万円は、ふれあい館の農林産物等の販売コーナー、食堂コーナーの施設のテナント料としての使用料で、前年度より 10 万円と、近年の実績により減額してございます。

次に、2 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金、本年度予算 2 万 4,000 円は、財政調整基金の預金利子でございます。

3 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金は 2,288 万 3,000 円です。前年度より 1,086 万 8,000 円の増額です。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金、本年度 50 万円は、平成 29 年度会計からの繰越金でございます。

5 款諸収入、1 項 1 目施設管理受託事業収入、本年度 9 万 7,000 円は、県と町で共有管理する上水道の受水槽における県からの管理負担金でございます。

211 ページをごらんください。

5 款諸収入、2 項 1 目雑入で 10 万 6,000 円です。公衆電話、自動販売機設置料及びごみ袋の販売収入等でございます。自動販売機が 1 台減ったため、前年度より 6,000 円の減額でございます。

続きまして、212 ページをごらんください。

3、歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、本年度 5,353 万 6,000 円は、ふれあい公園に関する運営管理全般の経費でございます。前年度より 986 万 2,000 円の増額です。主なものとして、7 節賃金 1,037 万 2,000 円は、公園の臨時職員 8 名分に係る経費や、11 節需用費、修繕料 259 万円は、パークゴルフコースの散水用取水ポンプの修理でございます。また、13 節委託料、警備委託料の 466 万 6,000 円は、公園の夜間警備の委託料でございます。

213 ページに移ります。

15 節工事請負費 788 万 4,000 円は、平成 31 年度のねりんピック開催を見据えて、南北コース空きスペースへのあずまやテント設置工事の経費を考えてございます。

次に、18節備品購入費127万4,000円は、施設内植栽整備に係るウッドチップや草刈り機などの、施設用備品の経費でございます。

2款諸支出金、1項1目財政調整基金費で、財政調整基金積立金で27万4,000円は、財政調整基金へ預金利子分及び前年度繰越分の2分の1を下回らない額を積み立てするものでございます。

3款予備費、1項1目予備費100万円は、前年度と同額で計上してございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） 本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。

◎日程第43 議案第40号 平成30年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（美野勝男君） 日程第43、議案第40号、平成30年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について、議題とします。

説明を願います。建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長（井村本彦君） それでは、215ページをお願いします。

議案第40号、平成30年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算。

平成30年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,007万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、220ページをお願いします。説明資料は、156ページから158ページとなります。

歳入、1款分担金及び負担金、1項1目分担金で、新規加入者1件分の分担金として35万円を計上しております。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目の施設使用料につきましては、2 0 3 戸分の使用料として 8 2 9 万 1, 0 0 0 円を計上し、2 目手数料で 1 万円の計 8 3 0 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

3 款国庫支出金につきましては、機能診断最適整備構想策定業務のための、農山村地域整備交付金 5 1 2 万円を計上しております。

4 款繰入金は、一般会計より 1, 6 2 0 万円をお願いしております。

5 款繰越金は、前年度よりの繰越金として 1 0 万円を計上しております。

次に、2 2 1 ページをお願いします。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費で、2、3、4 節で職員 1 名の人件費として給料 1 9 8 万円、職員手当 1 1 8 万円、共済費 5 2 万円を計上し、1 1 節需用費で消耗品、電気、水道料、修繕料等で 3 2 9 万 7, 0 0 0 円、1 2 節役務費で、し尿汚泥くみ取り、法定検査手数料等で 1 7 3 万 1, 0 0 0 円、1 3 節委託料として 6 8 5 万円、今年度は機能診断最適整備構想策定業務委託料を 5 1 2 万円、ほか施設管理委託料、水質検査委託料、システム保守委託料でございます。1 4 節使用料及び賃借料で 3, 0 0 0 円、1 9 節負担金補助及び交付金で 6 万 5, 0 0 0 円を計上しています。

次に、2 2 2 ページをお願いします。

2 款公債費ですが、元金、利子合わせて 1, 4 1 4 万 5, 0 0 0 円となっております。

3 款予備費では 3 0 万円を計上しております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

◎日程第 4 4 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度紀美野町簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第 4 5 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度紀美野町上水道事業会計予算について

○議長(美野勝男君) 日程第 4 4、議案第 4 1 号、平成 3 0 年度紀美野町簡易水道事業特別会計予算について、及び日程第 4 5、議案第 4 2 号、平成 3 0 年度紀美野町上水道事業会計予算について、一括議題とします。

説明を願います。水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長(山本訓永君) それでは、予算書の 2 2 9 ページをお開きください。

予算説明資料では 1 5 9 ページからでございます。

議案第41号、平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計予算。

平成30年度紀美野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,007万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

234ページをお開きください。

歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目水道使用料9,871万5,000円、前年度より109万4,000円の増額でございます。前年度の水道使用料の実績から算出しております。

2款分担金及び負担金、1項1目給水負担金として、5件分27万円を見込んでおります。

3款県支出金、1項1目衛生費県補助金2,000円、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金6,807万8,000円で、前年度より1,181万5,000円の増額となっております。

235ページをごらんください。

5款繰越金、1項1目繰越金1万円でございます。6款諸収入、1項1目雑入297万5,000円、前年度より51万9,000円の減額となっております。主な内容としたしましては、水道部品売却代17万4,000円と、国道370号道路改良工事に伴う鎌滝地内の配水管移設工事補償金が80万円、同じく大角地内の配水管仮設工事補償金が200万円でございます。

歳入合計は、1億7,007万4,000円でございます。

236ページをお開きください。

歳出でございます。

1款衛生費、1項1目一般管理費6,857万1,000円、前年度より1,720万5,000円の減額でございます。2節給料は1,233万円、前年度より765万円の減額となっております。職員1名が退職したためでございます。3節職員手当と4節

共済費も同じく減額となっております。

1 1 節需用費 1, 8 3 8 万 5, 0 0 0 円、前年度より 1 0 1 万 9, 0 0 0 円の減額となっております。印刷製本費と電気料が主なものでございますが、電気料金は、法人特約割引により、前年度より 1 0 4 万 4, 0 0 0 円の減額となっております。

1 2 節役務費 4 2 1 万 3, 0 0 0 円、前年度より 6 万 5, 0 0 0 円の減額となります。このうち通信費が 2 9 9 万 6, 0 0 0 円で、各浄水場と中継所のテレメーター回線料でございます。また、口座振替手数料 3 2 万円、各種保険料合わせて 6 7 万 8, 0 0 0 円が主なものとなります。

2 3 7 ページをごらんください。

1 3 節委託料 1, 2 9 6 万 1, 0 0 0 円、前年度より 5 万 2, 0 0 0 円の減額となります。電算システム保守委託料 7 3 万 8, 0 0 0 円、休日及び夜間警備委託料 4 6 5 万 9, 0 0 0 円、水質検査委託料 3 6 0 万 8, 0 0 0 円、メーター検診委託料 3 5 4 万 6, 0 0 0 円が主なものでございます。

1 4 節使用料及び賃借料 3 2 3 万 1, 0 0 0 円でございます。水道システムソフト使用料 1 6 7 万 6, 0 0 0 円と水道施設借地料 1 4 5 万 2, 0 0 0 円が主なものでございます。

1 9 節負担金、補助及び交付金 1 1 万円、主に海南・野上土地改良区への負担金でございます。

2 7 節公課費 5 0 0 万 1, 0 0 0 円につきましては、消費税納付金でございます。

続きまして、2 目作業費 5, 4 6 9 万 9, 0 0 0 円、前年度より 2, 9 4 8 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。1 1 節需用費 2, 0 6 3 万 8, 0 0 0 円、前年度より 7 3 3 万 7, 0 0 0 円の増額となっております。消耗品費においては、消毒用塩素が主なものでございますが、非常用給水袋も計上しております。また、修繕料におきましては、前年度と同額の漏水修理と施設修繕費に加えて、送水ポンプ 3 カ所、緊急遮断弁、電動仕切弁、減圧弁などの修繕に係る費用 7 0 0 万円を計上してございます。

1 3 節委託料 2 5 1 万 6, 0 0 0 円は、各水道施設の雑草等刈り取り委託料と漏水調査委託料でございます。

1 5 節工事請負費 2, 7 4 2 万 7, 0 0 0 円は、前年度より 2, 1 9 4 万円の増額となります。国道 3 7 0 号道路改良工事に伴う水道管布設工事は、大角地区と鎌滝地区を予定しております。また、吉野地区から松瀬地区を連絡する配水管布設工事に 2, 0 0 0

万円と老朽管の更新のため、国道３７０号の福田地区において３５０万円の工事費を計上してございます。

２３８ページをお開きください。

１６節原材料費については、修繕に伴う材料費と量水器交換に伴う材料費でございます。

２款公債費は、長期債元金・利子ともで４，５８０万４，０００円でございます。

３款予備費として１００万円を計上させていただきました。

歳出合計１億７，００７万４，０００円、前年度より１，２３５万８，０００円の増額となっております。

２３９ページからは、職員の給料及び手当の内容を示しております。２４４ページには、地方債の現在高の見込みを載せてございます。詳細につきましては、当初予算説明資料の１５９ページから１６４ページに載せてございます。

以上、簡単ですが、平成３０年度紀美野町簡易水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、予算書の２４５ページをお開きください。予算説明資料は１６５ページからでございます。

議案第４２号、平成３０年度紀美野町上水道事業会計予算。

（総則）

第１条、平成３０年度紀美野町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

１、給水栓数、２，５２５栓。

２、年間給水量、５６万４，０００立方メートル。

３、１日平均給水量、１，５４５立方メートル。

（収益的収入及び支出）

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第１款 水道事業収益 １億６４９万３，０００円。

第１項 営業収益 １億２０１万円。

第２項 営業外収益 ４４８万３，０００円。

支出

第1款 水道事業費用 1億390万円。

第1項 営業費用 9,543万8,000円。

第2項 営業外費用 646万2,000円。

第3項 予備費 200万円。

(資本的収入及び支出)

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,027万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,767万8,000円。当年度分、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額259万3,000円で補填するものとする。

246ページをお開きください。

収入

第1款 資本的収入 0円。

第1項 企業債 0円。

第2項 工事負担金 0円。

支出

第1款 資本的支出 5,027万1,000円。

第1項 建設改良費 3,500万円。

第2項 企業債償還金 1,527万1,000円。

(一時借入金)

第5条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費 3,033万円。

(たな卸資産購入限度額)

第8条、たな卸資産の購入限度額は416万3,000円と定める。

平成30年2月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

250ページをお開きください。

平成30年度紀美野町上水道事業会計予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。

収入でございます。1款水道事業収益が1億649万3,000円でございます。前年度より166万1,000円の減収でございます。1項営業収益が1億201万円、前年度より156万円の減収でございます。

2項営業外収益が448万3,000円、前年度より10万1,000円の減収でございます。それぞれの内容については説明欄に記載のとおりでございます。

251ページをごらんください。

支出でございます。

主なものを説明させていただきます。

1款水道事業費用が1億390万円でございます。前年度より425万4,000円の減額でございます。1項営業費用が9,543万8,000円、前年度より91万7,000円の減額でございます。1目原水及び浄水費が1,955万6,000円、前年度より1,000円の減額でございます。2節修繕費が548万円、ろ過砂のすき取り作業費と浄水場施設の修繕費で37万4,000円の増額となっております。3節動力費が840万5,000円、電気料の法人特約割引により177万6,000円の減額となっております。5節材料費が100万円、浄水場施設修繕のための材料費でございます。6節委託料が73万9,000円、水質検査及び検体検査費用でございます。7節賃借料が101万5,000円、浄水場の借地料でございます。8節負担金は200万円、取水料でございます。

続きまして、2目配水及び給水費が3,142万3,000円、前年度より74万8,000円の増額でございます。1節から5節が、職員2名の給料及び手当でございます。7節備消耗品費が33万9,000円、工具、器具のほか、給水袋の購入費用で18万9,000円の増額となっております。

252ページをお開きください。

1 1 節路面復旧費が8 0 万3, 0 0 0 円、前年度の実績により4 0 万2, 0 0 0 円の増額としてございます。1 3 節材料費が2 2 0 万円、配水管及び排水施設の維持管理に要する材料費でございます。1 5 節委託料が3 9 0 万8, 0 0 0 円、水道検針委託と緊急時配水管修繕業務委託及び前期保安管理業務委託でございます。

続きまして、4 目業務及び総係費が2, 2 0 2 万円で、前年度より1 9 万2, 0 0 0 円の減額でございます。1 節から6 節は、職員2 名の給料及び手当等、臨時職員の賃金でございます。1 0 節備消耗品費が2 5 万6, 0 0 0 円、前年度の実績により1 0 万8, 0 0 0 円の減額としております。

2 5 3 ページをごらんください。

1 9 節委託料が4 9 4 万円、浄水場警備委託料の契約額により4 1 万6, 0 0 0 円の減額としております。

5 目減価償却費2, 2 2 1 万8, 0 0 0 円でございます。1 節有形固定資産減価償却費、建物、構築物、機械及び装置でございます。

6 目資産減耗費2 1 万円でございます。

続きまして、2 項営業外費用が6 4 6 万2, 0 0 0 円でございます。1 目支払利息4 2 8 万2, 0 0 0 円で、企業債利息と借入金利息でございます。3 目消費税及び地方消費税2 1 7 万円でございます。

3 項予備費を2 0 0 万円計上しております。

2 5 4 ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

収入でございます。1 款資本的収入はゼロ円でございます。企業債及び工事負担金が見込めないため、ゼロ円でございます。

次に、支出でございます。1 款資本的支出は5, 0 2 7 万1, 0 0 0 円でございます。

1 項1 目建設改良費が3, 5 0 0 万円、これにつきましては、動木地区配水管布設替え工事を5 0 0 万円、下佐々、福井地区配水管布設工事を3, 0 0 0 万円計上するものでございます。2 目企業債償還金が1, 5 2 7 万1, 0 0 0 円、これにつきましては、2 6 3 ページの企業債明細書の当年度償還高に記載されているものでございます。

2 5 5 ページをごらんください。

平成3 0 年度紀美野町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。現金、預金などのお金の流れをあらわすものでございます。

1、業務活動は、原材料や商品などの購入と、人件費やその他の支出、また、営業収入と負担金などの収入と、利息の支払いなどによるもので、業務活動によるキャッシュ・フローは2,245万5,000円でございます。

2、投資活動は、有形固定資産の取得による支出、これは動木地区と下佐々から福井地区までの配水管布設工事の支出によるもので、投資活動によるキャッシュ・フローは3,500万円の支出でございます。

3、財務活動は、建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出で、財務活動のキャッシュ・フローは1,527万1,000円の支出でございます。資金期首残高は、257ページの貸借対照表の2、流動資産現金預金2億5,943万円で、資金期末残高は、259ページの貸借対照表の2、流動資産現金預金2億3,161万4,000円となるものでございます。

250ページは、平成29年度予定損益計算書で、257ページからは、平成29年度予定貸借対照表、259ページからは、平成30年度予定貸借対照表を載せてございます。また、263ページには、企業債明細書、224ページから268ページにかけては職員の給料、手当等の内容を載せてございます。後ほど、御高覧賜りたいと思います。

以上、簡単ですが、平成30年度紀美野町上水道事業会計予算の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

○議長（美野勝男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長（美野勝男君） 本日は、これで散会します。

(午後 5時01分)